

鳥取藩領因幡国岩井郡大庄屋中島家「御用日記」翻刻 その三

大嶋陽一¹、四井幸子²、芝田尚子²

A reprinting of "Official diary of Great Village Headmen in Tottori province in the Edo period" vol. 3

Yoichi OSHIMA¹, Sachiko YOTSUI², Naoko SIBATA²

本稿は、鳥取藩三十二万石において大庄屋・宗旨庄屋といった郡役人を勤めた浜大谷村（岩美町大谷）中島家が、近世初期から後期にかけて作成した「御用日記」のうち、①正徳二年（一七二二）八月～正徳三年（一七二三）一月分一冊、②正徳三年三月～十二月分一冊の計二冊を翻刻紹介するものである。いずれも中島半兵衛正幸が大庄屋就任中の業務日誌である。

著者らは、すでに『鳥取県立博物館研究報告』四十九号、五〇号において、「御用日記」の翻刻を行っているが、本稿はそれにつづくものである。中島家や「御用日記」の性格については、四十九号において紹介したので詳しくはそちらを参照いただきたい。

さて、本号のなかで注目される記事として、正徳三年（一七二三）三月二十四日に湯山池の新田開発を鳥取城下の商人津山屋甚兵衛が行っているものがある（一五二頁）。湯山池は鳥取砂丘のすぐ南側、現在の鳥取市福部町湯山にかつて存在した池であるが、近世～近代の新田開発によって姿を消している。この新田開発については、これまで『新編福部村誌』上巻（福部村、二〇〇〇年）など自治体史が詳しく検討しているが、その端緒を享保年間（一七一六～三六）の鳥取藩士和田得中によるものとしていた。しかし、本記

録によって、湯山池の開発が享保年間以前に遡るものであることが判明した。正徳三年十二月二十三日（一六六頁）にも関係記事があるので参照いただきたい。

また、網代村（岩美町網代）の開村に関わる記述も興味深い。これまで、近世後期の因幡地方の地誌『因幡誌』などによって、網代村の開村は戦国末～近世初頭に石見国（島根県西部）からやってきた浪人らによるものとされてきた。本日記の正徳三年（一七二三）六月十一日条（一五七頁）に、本村である岩本村と出村である網代村との引き綱争論のなかで、網代村は石見国出身の浪人らによる開村であること、さらに開村にあたって岩本村と漁業に関する取り決めがなされたことなどが記述されている。これまで典拠とされていた『因幡誌』を百年以上遡る記録であり、また漁業に関する取り決めの具体的な内容についても若干記述があり、今後の検討が期待される。

¹ 鳥取県立博物館 〒680-0011 鳥取市東町 2-124
Tottori Prefectural Museum, Higashi-machi 2-124, Tottori, 680-0011 Japan
E-mail: ooshimay@pref.tottori.jp

² 鳥取県立博物館 古文書解読ボランティア
[受領 Received 30 November 2013 / 受理 Accepted 31 January 2014]

翻刻凡例

・史料の解説は、鳥取県立博物館が所蔵する中島家文書「御用日記」をもとにおこなった。

・史料の中に今日の人権意識に照らし差別的な表現が含まれているものがある。しかし、これも含め歴史資料として、差別が形成された経緯を説明し、その正確な理解を得るためには不可欠なものと考え、また人権尊重について考える契機としていただく意味を込め、本稿ではそのまま掲載した。この点について、読者のご理解をお願いしたい。

・史料の解説にあたっては次の要領で行った。

①活字化に当たっては基本的に常用漢字を用い、常用漢字にない活字は正字体を用いた。異体字・俗字等もこれにならった。また、「より」や「して」など合字は一字ずつに直した。

②変体仮名は基本的に平仮名に直した。ただし、助詞として用いられている限り、「江」「而」「之」は漢字を用いた。

③誤字、宛字、脱字、衍字は下記の通りとした。

〈誤字〉用字上の誤記はそのまま記し、右側に（ ）をもって正字を記し、意味が不明確な用字は（ママ）と右側に記した。

〈宛字〉慣用的に用いられている宛字はそのままとし、特に注記しなかった。ただし、それ以外のものは誤字に準じた。

〈脱字〉脱落していると思われる字を□で補い、右側に（脱力）とした。脱落している字がわかる場合は（カ）として正字を右側に記した。

〈衍字〉衍字はそのままとし、右側に（衍力）と記した。

④削除、訂正、追加、貼紙等は下記の通りとした。

〈削除・訂正〉見せ消し等の場合、削除前に記入されている文字を（見せ消し「カ」）のように明記した。

〈追加〉追加部分は該当箇所に（後筆「カ」）、（頭注「カ」）のように明記した。

〈貼紙〉貼紙は（付箋「カ」）のように明記した。

⑤判読困難な場合は、その字数を□□□□のように記入し、右側に（虫損）（欠損）（汚損）（判読不明）等と傍記した。字数が不明な場合は「」とし、右側にその理由を記した。ただし、虫損などで判読が難しい場合でも文字が推測可能な場合は□

の右側に（カ）と明記した。

⑥押印箇所には◎と記入した。ただし、押印がなく「印」と記入してあるのみの場合は（印）と記入した。

⑦史料の改行は原文とは一致しない。

⑧句読点は適宜付した。

・解説は、芝田尚子、四井幸子が行い、校訂は大嶋陽一が行った。

正徳二年八月、
正徳三年二月まで 御用日記

(表紙)

「正徳三年八月日明ル巳ノ二月迄日記 徳兵衛控正幸」

一 一わら七十束 三尺(繩)なわ 土佐繩式束

一 唐竹式束三十本結 同五束五十本結

棟木三十本 栗壹尺廻り・長七尺壹人五人持

右浦留御番所御破損御入用ニ、今度ノ御普請奉行野口佐五左衛門様より被仰付、(枕)くい

木・竹ハ小田谷ニ被仰付被下候様ニ御断申候、(巻)わら・繩ノ割。

一 一わら三十束 (中島構組頭)安二郎組

一 一なわ七わ 同人

一 一わら十六束 (中島構組頭)久四郎組

一 一なわ六わ 同人

一 三斗御膳米払手形 細川分

一 式斗 同断 栗谷村

一 式斗式升 海士

先十一月二払手形、此方ノ手形引替分書付有。

八月廿三日

一 一(池田仲邊)壹州様来ル廿五日吉岡へ御越被為遊ニ付而、御用馬拾定今日中ニ鳥取へ参着、明

廿四日、廿五日両日相勤申様ニと被仰付候、馬浦留より六足遣し申候、(岩井)湯村より五

足遣し、以上拾壹足参申候、外ハ皆々二日相勤申候、(岩井)湯村ノ馬壹足壹日勤申由ニ

候、六匁宰領銀町浦留佐兵衛ニ相渡申候、(幸領)則さいりやう浦留より遣申候。

四番合三拾九町壹反五畝八歩

米五百八拾七石式斗九升 九月十日限

五番合六拾町五反四畝拾四歩

米九百八石壹斗七升 九月廿日限

畝数合九拾九町六反九畝式拾式歩

米惣合千四百九拾五石四斗六升

内三百四拾六石壹斗五升五合 御蔵入

同千四百四拾九石三斗五合 御給所

右四、五番わせ帳面、八月廿六日二使久四郎ニ而指上申候。(中島構組頭)

一 一(陸上)くがミ新開帳、小羽尾同、相谷同、浜大谷沢ノ開、合四ヶ村。

一 一(陸上)くがミ荒起、牧谷同、合式ヶ村。

右之帳面八月廿六日二久四郎ニ而上ケ申候、扣帳有。(中島構組頭)

一 御借米判形御見届ニ、小村吉兵衛様八月廿七日二大谷ニ御泊り被成、廿八日二塩見

谷ハ海士久右衛門所ニ而御見届、御泊り被成候。

一 一志摩様、八月廿八日二岩井へ御入湯ニ御越被遊候、御用馬町浦留よりも遣申由、(荒尾秀就)

四郎左衛門より被申聞候。

一 一岩本御蔵奉行河崎権大夫様、八月廿三日二初而御越被成候、同御蔵横目荒金紋三

郎様九月朔日ニ御越被成候。

一 一湯山村坂鳥札、例年通願書出し(虫損)□□□□ニおく書尤添状もいたし遣申候。(巻)

溝口軍右衛門様あて

松井番右衛門様

一 一岩本御蔵むしろ・なわノ割符、むしろ壹束四枚、繩七束小たぐり、(巻)わらも少しッ、

出させ申候。

九月十

一 一宇治村二火事へ被参候、小家壹軒焼失申候、(巻)ば、壹人焼死申二付而、(御郡奉行)御郡様より九

月廿四日二四郎左衛門ニ、右之ば、が智兩人召連参候様ニ被仰付候、御詮儀ノ上ニ

而智兩人岩井ニ入籠被仰付候。

一 一浦留村山田屋半六娘、但馬二方郡浜坂村幸右衛門

妻遣し申候、諸道具之書付。

九月五日軍右衛門様・番右衛門様より御書

一 一(池田仲邊)壹州様御手廻り惣兵衛と申者、九月四日ノ夜八つ時二同輩喜平次と申者ヲ討捨欠

落仕候由、若村々二立寄候ハ、吟味仕、早速擲置、在御用場ニ御注進申上候様ニと

被仰付候、此惣兵衛と申者当郡外村ノ者之由、急度吟味仕候様ニと被仰付候、同六

日二又右之惣兵衛人跡ノ様子御書付被下候、右之者鳥取ニ申候而、捕へられ入籠仕候。

九月九日番右衛門様より御書、湯村より参申候

一殿様、岩井二頓而御入湯被遊候二付、御郡中殺生停止旨被仰付候、諸鳥取申儀堅不仕候様ニ申付候へと被仰付、則組頭三人へ其通ニ以書状申渡候。

九月十四日

一殿様、御入湯二付、御郡中諸鳥取申儀御法度、并作人なども鳥ヲ取候ハ、早速御注進申上候様ニと杉山幸三郎様・御下役松原元右衛門様御越被成、庄や中・組頭共

ニ、不残此方へ御よび被成、別紙ゆい付有之通誓詞被仰付候、前々ハ血判二候へ共、当月九日故黒判二被仰付由、元右衛門様より被仰聞候、十二月三日ニ御免被遊候二付、札引せ杉山幸三郎様へ持参候様ニと松原元右衛門様より御状被下、もたせ遣埒明申候。

十三日番右衛門様より御書

一御入湯之内浦留二御越被為遊二付、両浦留家持□示切ニ掃除仕候様ニと被仰付候、急度被仰付儀ニてハ無之由、心ヲ付申様ニ被仰付候。

九月十八日廻し申様ニと軍右衛門様より前二御書参候

一御湯桶式つ・縁敷三枚、気多郡勝見・湯村より十八日ノ朝七つ半ニ村送りニて参、湯村四郎左衛門所ニ村送りヲ以すぐ二遣申候。

一御膳米式斗 左近村より払手形

御膳米払手形 蔵見村分壹斗九升六合

四合不足、是も参申候

先御払申通書付置候。

一御膳米払手形(久志羅)くしら分式斗

同浜大谷払手形式斗

九月十九日番右衛門様よりノ御書、昼ノ八つ二御用場より出ル、御書暮合ニ相届申候

一殿様、来ル廿一日ニ八東郡若桜へ御越被遊候付、御用馬十疋被仰付候、内六疋両浦留ニ申付候、四疋湯村遣し候、昨廿日八つ時迄鳥取へ参着候様ニ、廿一日二通し

二八東郡若桜迄被遣由被仰付候。湯村三疋五日勤申由、メテ壹疋ハ入不申候候由、浦留壹疋六日、式疋五日勤申由、メテ式疋帰候。

九月廿一日

一六百目

一百四十六匁四分

田後市左衛門より請取置候
同人より十月十四日二請取

○一高割之書付

九月十八日

一小羽尾村ニ例年之通御年貢米舟ニて廻し候、加路入津通出し申候、廿三俵九月廿八

日二廻入。

九月廿八日

一御巡見様 今日御越被遊候二付而、下石二郎兵衛様御用、尤湯村より安長通り西都

へ御越候二付、邑美郡二馬無之二付、此方ノ馬すぐ高草郡安長村迄通らせくれ候様ニと吉成村大庄や次介より頼被越候ゆへ、得其意申候返答申遣候。

一江戸御領之御巡見二三橋勘左衛門様・森山勘四郎様・湊五右衛門様御三人、十月朔

日二但馬竹田湯村ニ御泊り被遊、二日二御当国岩井湯村ニ御泊り被遊候、三日朝六

つ半時二湯村ヲ御発駕被遊、町浦留・浜大谷ニ而少し間御駕籠立御越被遊、細川村ニ而御昼食上り、其より加路村ニ晚七つ上刻御付被遊候、加路御泊り被遊候、右御

三人様但馬ノ国・隠岐ノ国・石見ノ国御領ノ御巡見ニ御越被遊候、岩井湯村ニ而

三橋勘左衛門様御宿宇左衛門宅・御屋細川四郎右衛門宅、森山勘四郎様御宿御茶屋・御屋細川寺、湊五右衛門様御宿四郎左衛門宅・御屋細川安二郎宅、御木ちん

上式分、下壹分ツ、取申候、駄賃壹里ニ付七分ツ、難所ハ八分、人足賃壹里ニ付式分五里、難所ハ三分、駕籠壹挺壹里ニ付七分五里、但し人ハ四人懸り、其外諸事

御買物直段其時ノ相場ニ売申候、三方・のし・手水桶・湯桶・水風呂ハ御上より御三所ニ、御下役林源内様御持参被成候、よき(糺)ござまくり、其外わん・家具・可入もの御宿ニ無之ものハ、郡よりありつめ置申候、御巡見様御供、先御朱印御長持壹つ参

候、其次二三橋勘左衛門様上下九人・御道具壹本・御立笠壹本・御挟箱壹つ、御弁当ヲ片落ニして、御くつか御□ニ壹つ、森勘四郎様上下七九人右同断、湊五右衛門様上下七人右同断、是ニハ御立笠ハ無之候。

一駄荷馬壹疋、のりかケ馬五疋入申候、御駕籠廻し鳥取より御用被仰付被下、蒲生峠

より米子まで通し申候、但馬境蒲生峠より荷持御用請取申候、加路川端ニ而高草郡役人ニ相渡し申候、三橋勘左衛門様御供大谷村徳兵衛仕候、森山様御供湯村四郎

左衛門大庄や、湊様御供本役宗旨庄や・仮大庄や新井源蔵、其外御先御案内荷持宰

領老人ツ、申付候、諸事作廻人湯村宗旨庄や兵二郎人割ニ被仰付、御郡様ハ始終御迎ハ不被成候、尤湯村ニも御越、何角御裁許被遊候、松井番右衛門様御越被成候、御巡見様より先ニ御立、被成、加路御泊りニ又御越被成候。

十月四日溝口様・幸介様より之御書

一牛銀返上十月廿日限ニ払付候様ニ被仰付候、米立ニ払候へハ、直段七拾式分ニ先相払申様ニ被仰付候、

十月五日

一鮭御用手支之由ニ而、岩本川筋ニ急度申付、取次第ニ軍右衛門様へ持参候様ニ被仰付、代銀御定ニ而ハ迷惑可致ニ付、相对ニ売申通、直段宜可被遣由被仰付、早速大谷・岩本ニ申付候。

十月

一羽尾村御年貢、舟ニ而積廻り申候、加路川口通り□□申候。

十月六日 同日

一五拾四俵壹斗 一四十五俵式斗

右式筆御郡様より加作廻かよい此方より書載遣申候、湯村ハ遠方故、此方ニ而通ニ付くれ候様ニと、四郎左衛門よりも頼被越候ゆへ、式筆共ニ本庄村分。

一三十四俵式斗、本庄村分右之通ニ載遣申候。

十月初

一南田村石黒左衛門様御死去ニ付、御跡目被仰付候内、払米差留申様ニと被仰付、組頭安二郎へ申渡候。

十月十三日暮酉ノ下刻軍右衛門様より御書

一苦竹六十本御能御用之由、十五日在御用場迄差越候様ニと被仰付候、内三十本大谷より遣し申御手形。

十月十五日書

一廿九分 南田村よりうけ取候、内百拾五分牛銀返上ニ入、メテ十四分ハ当夏自分借、安二郎取次代ニ入。

十月十五日書

一三分 海士久左衛門より廿日役五人分うけ取申候。

一成就院奉加銀も十四分四分、海士分久左衛門よりうけ取申候。

十月

一式石三斗四升足立勘四郎様御扶持方米、岩本御蔵ニ而御扶持方通ニ付もらい、米ハ栗谷ニ而うけ取被成度由、私迄御頼ニ付、左様ニいたし進申候、此後御蔵より大谷通ニ右之米載せ被下候はづニ候。

十月十六日

一殿様、来ル十九日ニ御入湯被遊候付而、十七日ニ溝口軍右衛門様岩井へ御越被遊候、御下役岡本平助様も御越、軍右衛門様此度ハ御ぎんミ役ヲかね候而御越被遊候、御吟味役御下役三和六左衛門様・御買遣北村市左衛門様

御越被成候。

〔見せ消ち〕〔一志摩様〕

〔見せ消ち〕

一六分宰領銀町浦留より佐兵衛ニ相渡ス、十一月朔日吉州様吉岡へ御入湯ニ御越被遊候時

同日番右衛門様より之御書

一御用馬十式疋、十八日ニ鳥取へ参着候様ニ被仰付候、十式疋之内、壹疋町儀左衛門馬、当夏御用ニ罷出病死仕候ニ付、其段御返答ニ申上候、残り壹疋ハ高山村・ゆ村不残遣申候、さいりやうハ町浦留より遣

十月

一殿様十九日ニ岩井ニ御入湯被為遊候、御郡奉行溝口軍右衛門様御ぎんミ役ヲかね候而御越被成候、殿様湯村へ御入候時分、下ノ河原迄御迎ニ御出、被成候、御普請奉行野口左五左衛門様も御郡様御跡ニ付キ御出候、大庄屋私・四郎左衛門兩人、宗旨庄や兵二郎・源藏兩人、御茶守平兵衛等はかまニ木綿羽織ニて御迎ニ出申候、

御郡様も羽織うら付キはかまニ而御出被成候。

一高浜ほうじより海士村組頭久左衛門御案内ニ罷出、新井村まで御案内仕候、新井村よりはゆ村こまや新兵衛御案内仕候。

一御郡様下役岡本平助様・御吟味下役三和六左衛門様・御買遣北村市左衛門様御越被成候、諸式前々之通りニて、御郡様御書出し被成申候。

〔※著者注〕十一月分が紛れ込んでいるがそのままとする

一殿様十一月十二日ニ湯村東源寺薬師如来御参詣被為遊、則御堂建立被仰出候、十三日ニ牧谷・日野谷権現□□二瀧ニも御参詣被為遊、則宮御建立被仰出候。

一十一月廿五日ニ御揚湯被遊候、溝口軍右衛門様羽織はかまニ而御見□□□、私四郎

左衛門・宗旨庄や兩人・御茶屋守平兵衛羽織はかま二而御見立二罷出申候、組頭御先二御案内仕候、細川より川御渡、海士浜湯山(虫損)一。

十月十九日番右衛門様より御書

一鳥取御城真鶴見へ不申由二而、村々相(虫損)一被仰付候。

一十九日岩井二御入湯二付、御用馬二。

一牛銀八貫四百廿四匁六分御用場二払付申候、使組頭久四郎

牛銀(五匁)元り八貫九百七拾目

引メ五百四拾五匁四分米立二成り申候

此米七石式斗七升式合 七斗式匁かへ 米手形仕預り十一月五日

使湯村与一兵衛指上申候

六石九斗八升壹合 七十五匁二直り申候。

十月廿一日

一廿式俵、本浦留より鳥取へ積廻申候御年貢米也、加路川口通り通、軍右衛門様へ御願申上、則通被成被下候故書付遣申候。

一殿様も同廿二日二鳥取へ御歸り為被遊候。

十月廿一日軍右衛門様よりノ御書

一公方様御逝去被為遊之旨被仰出、依之諸事御穩便物静二仕候様二被仰付、早速組頭

二申渡し、委細追而被仰付はづ二候、同日番右衛門様よりも御書被下候、獵師も聞

付三日ノ内(約)つり差止候様二と被仰付候。

一殿様も同廿二日二鳥取へ御歸り為被遊候。

十月廿二日

一入江十兵衛様より御穩便二付、御構ノ獵師二廿二日より三日ノ内、急度獵留申様二

と被仰下候。

十月廿六日御郡様(御郡奉行)より被仰渡由二て、四郎左よりノ状

一御穩便二付而、諸職人つりとめ被仰付置候へ共、廿六日ノ朝内細工ハ御免被遊候、

其内家立申様成候儀、御穩便ハいまだ御免ハ不被遊候、此段念二入申渡候、組頭

迄。

十月廿五日番右衛門様より

一式石八斗八升 陸上村塩手米御差紙

右ハ河内守様御入米塩手御差紙、岡嶋利左衛門様より御差紙参申候、松川栄助様御

差図次第二(正徳三年)已ノ夏塩払わせ候様二被仰付候、尤戸田金兵衛様当二預り手形上ケ申候。

一塩御勘定十月廿六日二罷出、廿七日二仕候、私共書物引かへうけ取申候、尤御郡様奥書も御用場二而御消し被下候、老州様(池田仲逸)ノ方もうけ取埒申候、以上。

一宿泊り十月廿六日二出式、廿七日二式〇〇歸り申候。

一御膳米式石寅ノ暮二預り申分払申候、海士久左衛門組二而、右之御手形私共手形

二取かへ歸り申候。

一左近村御小人清右衛門・平兵衛・平左衛門 御表様新御小人二出申候

御表様御小人新御小人二出申者二奥書差紙出覺 久志羅村平右衛門

奥書、当宮本作左衛門様

十一月五日

一浜大谷加兵衛弟作兵衛 造酒正様(池田仲逸)・老州様新御小人二出申候、奥書仕候十一月八日

一造酒様新御小人 浜大谷村半六(惣)おい金蔵出申候、奥書仕候十一月八日

一御同所新御小人 湯山村源右衛門奥書いたし申候、

同五日一 同村二郎助 御同所

十一月十七日

一八重原村三人 浜大谷村吉郎兵衛 同六右衛門所ノ久太郎事平五郎

中村老入 一左近七郎右衛門 浜大谷久助

造酒正様 造酒様 御同所

造酒正様 御同所

造酒正様 御同所

造酒正様 御同所

造酒正様 御同所

造酒正様 御同所

造酒正様 御同所

造酒正様 御同所

十一月七日

一いな四十式 湯村御用二岩本より取せ上ケ申候

一うぐい十ヲ 岡本平介様御請取

一左近村佐右衛門奥書仕候 大谷源三郎

表様新御奉公 造酒様分

一番太郎家及破損申由、願二付、普請遣入材木組合二割符。

一平し御帳、小山七郎左衛門様御状添書申候、本帳ハ湯村二遣し申候。

一 当春伐り出候竹木、山本より舟付場迄ノ道法人夫罷出、帳面急ニ差出し候様被仰下候、三日帳面上ケ申候、舟ニ廻し申候帳も上ケ申候。

一 御蔵大豆当年不出来ノ様子御聞届被遊、御蔵畑高四歩懸り払候様ニ被仰付候。

十一月十五日

一 在々御番所・御蔵所御役人并在宅之面々、其郡々ニ而薪下蒔之儀、百姓自分林之内ニ而鎌伐御免候所ニ、近年狼敷由相聞候、此度山奉行百姓共ニ申付急度相改候、前々之通り立木根伐り御法度ニて、下蒔之儀御郡奉行より札を取、枝木々致鎌伐り候様ニ末々へ堅可被申付候、以上。

正徳貳年辰ノ十一月十五日ニ御用場より参候、尤松井番右衛門様より御書も参候、以上。

一 御取立目録十一月十六日ニ指上申候、私吉人罷出申候。

十一月十六日ニ出式〇〇、日帰り。

同日前も御状参候

一 竹内林二郎様より、塩見谷ニ而山かや百目斗分調申度由御頼被成、組頭久左衛門ニ申附候、御同人様・小嶋惣左衛門へ御人用由、おとろ^(新のこと)□ニ荷状もたせ越候様ニ被仰付候。

一 牛銀直り直段七十五匁ニ被仰付候。

十一月廿四日

一 浜大谷二郎助、造酒正様へ御小人ニ罷出、十一月廿四日ニて奥書仕遣候。

同日番右衛門様より之御書

一 一にわ鳥の引尾百本、急ニあつめ出し候様ニ被仰付候、内五十本ハ四郎左衛門方、残而五拾本此方構ニ申付候、此方より九拾本十一月三日村送り次第御用場へ上ケ申候。

一 御表様御小人拝借銀之事、可被仰下候。

同日

一 軍右衛門様よりおとろ^(新のこと)五匁分調くれ候様ニ被仰候。

同日

一 同栗谷村より当春梅御調被成、代銀取ニ参候様ニ被仰候。

同廿五日

一 平板五百目^(陸上)くがミ村次介より請取申候。

十二月朔日

一 餅米拾五俵

岩本村より岩本御蔵^(形)手^(形)がた出申候

右ハ餅米岩本村御年貢ニ相立申候間、御請取被遣可被下候。

徳兵衛

河崎権太夫様

荒金弥惣兵衛様

十二月三日ニ扨手形出ス

(割印) 一同廿貳俵浜大谷村 (割印)

十二月七日

一同三俵同村

十一月晦日巳ノ上刻ニ参候

一 造酒様御膳米式石預ケ申様ニ而岡嶋惣左衛門様より御差紙、番右衛門様御書相添参申候、四郎左衛門ノ構ニ預ケ被申候様ニ而差紙も四郎左衛門へ遣申候へハ、両方ニ壹石ツ、預ケ可申由被申越、右之内壹石我等触下ニ預ケ申候、同壹石ハ四郎左衛門触下ニ預ケ申候、両人預り手形十二月三日村送りニ而松井様へ上ケ申候、山本甚介様より御指紙参、御勘定ニ立申候。

十二月七日

一 一六斗壹升六合御支配切手夫四郎ニかし申候。

一 一八斗四升、四郎左衛門より塩手米請取申はづ。

一 一岩本御蔵十二月十一日ニ書かへもらい申候。

十二月四日軍右衛門様より

一 一来春御勘定ニ御切手少も御請込不被成由、依之御支配払有之候ハ、急ニ扨付候様ニ被仰付候。

前後十一月廿四日番右衛門様より

一 一蜜御用由、取次第二蜜取□九郎へ相對ニ而売候様ニ被仰付候、直段ノあや^(文)ニ而不仕候ハ、御郡様へ申上候様ニ被仰付候。

十二月

一 一本浦留久左衛門御年貢不埒ニ而、村弁ニ成り申首尾ニ候へ共、村より御追放之儀願不申、弁可申と願申候故、其通軍右衛門様へ御願申上候へハ御聞届被遊候、以書中申上候。

一三五匁四分清面済、(中島構組頭)久四郎より銀払不足。

一十二月十五日私共罷出申候、宿払、式百五十八匁七分五り。

十二月十六日

一海そうめん式斗四升夏払付申候、代銀十四匁四分

軍右衛門様御せわにて御渡し被遊、(世話)請取手形上ケ申候。

一銀立ニ而御支配代ニ払申度願申、先ハ九十目かへにて銀納ニ被遊可被下由被仰付候。

十二月十七日

一本浦留新がり三年符六百十五匁六分六厘(厘)払付申候、幸介様御請取御手形被遊。

十二月廿一日

一岩本御蔵かざり物割符 十二月廿三日ニ持参候様ニ被仰付候。

十二月廿一日

一梶浦五郎兵衛様より舟改帳仕立指上候様ニ被仰付、御運上も書載、年寄・庄や・組頭判形、私奥書にて帳面十二月廿一日使田後年寄にて上ケ申候。

十二月廿日

一御鳥札式枚、梶浦五郎兵衛様より参候、岩本・浦留御制札場ニ建置候様ニ被仰付候。

一油壺斗五升代四十八匁 荒木彦左衛門様へ春納上ケ申候、

内三十五匁九分春、(受け)田後伝兵衛うけ取申由ニ候、

メテ十式匁壹分、(正徳二年)たつノ十二月十七日うけ取候、尤三十五匁余ノ包ヲ被下候故、

つり銀廿七日ニ御用場ニ而彦左衛門様へ相渡申候。

野口佐五左衛門様指引とさなわ代ニ而組頭へ被遣候へ共又米二直り申候故

一とさなわ三束三(土佐繩)わ

代四匁九分五厘

壹匁付、壹分五厘出候

一こも四十五枚

代式匁分五厘

壹匁二付、廿枚ツ、

一同なわ二束七(把)わ

代四匁五厘

一こも五十式枚

代式十七分五厘

一同なわ三束三(把)わ

代四匁九分五厘

一こも三十枚 代壹匁五分

代銀合廿目四分五厘

右之通御普請御仕廻ノ節ニ、銀子ニ而御渡被成候へ共、米ニ而御立可被下由、依之銀

子佐五左衛門様より返弁候様ニ被仰下候、以上。

三十六匁分ノ包佐五左衛門様へ相渡ス。

外二白田安左衛門様ノ繩

一四拾式匁分四厘、十二月二龍岩寺講銀借□□候、(進申)明ル巳ノ春元リ四拾六匁四分

六厘、五月廿一日ニ龍岩寺様へ相渡ス、外二九匁三分、三兵衛米代壹所ニ御寺二預

ケ申候。

十二月廿三日

一十六匁六分五厘(厘) 弥三郎不足壹斗六升 合代うけ取。(受け)

同日

一七匁七分五厘(厘) 小羽尾より差紙二うけ取。(受け)

同日

一三十八匁七分 岩本平右衛門より銀立指引うけ取申候。(受け)

たつノ秋

一菓三百袋

山崎平弥殿より被頼申候、村々ニくばり申候。(配り)

内百五十袋ハ

湯村四郎左衛門殿ニ相渡し申候。(岩井)

我等方六十ふくろ

内五十ふくろ

メテ百五十袋

安次郎ニ相渡ス。(中島構組頭)

久左衛門ニ相渡ス。(中島構組頭)

四十ふくろ

久四郎ニ相渡ス。(中島構組頭)

内

兩浦留分米ニ而

御入米塩請合申覚

同人組

内三斗八米二而返進任_(陸上)テ壹斗式升 代八塩二而払申候

此三斗返弁米八_(陸上)くがミニニハ其俣我等塩取申候、林二郎様へ御米秋四斗もたせ進申候、壹分返上、_(陸上)くがミ勘定仕廻候後二被仰付候、

一四斗式升 塩七俵 竹内林二郎様

内四斗御切手請取申候

メテ式升 代壹匁八分八り銀二而請取申候

一四斗八升 塩八俵 下石二郎兵衛様

代四十五匁九十_(目替え)めかへ二而銀子被下、請取申候

甚大夫様より被仰付候

一壹石式斗 塩廿俵 多田半左衛門様

御同人様より被仰付候

一六斗 塩拾俵 朝倉才藏様

御同人様より被仰付候

一四斗八升 塩八俵 高橋所左衛門様

米合三石壹斗八升

十二月廿四日軍右衛門様御書

一小鴨生鳥二而御用由、坂鳥打申者にとらせ候様二被仰付候。

寅・卯兩年御請取手形、巳_(正徳二年)ノ四月二不残多賀平様へ上ケ申候へハ、_(御郡奉行)御郡様ノ御請取

二被成被下候。

辰_(正徳二年)ノ暮酒御運上銀払付覚

一貳百廿五匁 鹿野や仁右衛門 一百五十目 山田屋半六

一七十五匁 花や勘兵衛 一三十七匁五分 竹田や多一郎分

一百八十七匁五分 新井村 源藏分

合六百七拾五匁 十二月廿四日使町浦留村花や勘兵衛二相渡し、佐藤多賀平様へ払

付申候

一貳百三十八匁八分八_(厘)り 下構諸運上銀

右老所二使勘兵衛二而払付申候。

_(正徳二年) たつ十二月廿四日

十二月廿四日

一町浦留村人別ノ者共、田地永代売與判いたし遣申候、使鹿野や仁右衛門持参申候、此田地ハ志摩様より御買被遊、香林寺へ御付被遊候由、売主当ハ香林寺当也。

鶴殿和泉様へ三月二払付申候

一わら千九百四十五束_(把) 下構 別紙帳面有

一回七百五十束_(把) 上構

合貳千六百九十五束_(把) かわ

別紙銀請取ノ帳面有。

四郎左衛門より請取銀覚

一三十式匁四分_(流し) ながし山_(雑事)ぞうし代御郡高懸り

一六匁三分_(中島構組頭) 当春材木入用久左衛門・久四郎遣

一百七十目 下構千石馬代

一九十目 当春材木舟廻し作廻人兵右衛門・忠右衛門・彦右衛門へ遣ス

合貳百九十八匁七分

内貳百六十三匁分六_(厘)り 下構高懸り分

メテ三十五匁五分四_(厘)り 此方二四郎左衛門より請取はず也

外二五匁 わかめ代

合四十目五分四_(厘)り

外二三十匁 与一兵衛組山伏奉賀銀

合七十匁五分四_(厘)り

外二三十七匁三分八_(厘)り 御伝馬銀郡高懸り下構ノ分

同三十目 矢部喜兵衛様へ四郎左衛門分此方より取かへ払御伝馬増

十二月廿五日

一大羽尾より不足銀払申指引也。

十二月廿五日

_(割印)

一拾石四斗 中嶋喜平次・細川安二郎_(中島構組頭)・平野半七・自分

湯村宇左衛門当二預り手形出ス

以上四人講米也、何れも式石六斗ツ、明ル三月御蔵ニ而湯村与次兵衛二相渡し
濟。

一 壹匁五分 岩戸より葉代由うけ取申候。

一 十匁三分 岩戸さかな・わかめ代相渡又覚、

辰ノ二月二見清兵衛様御越、岩本二而御入用銀うけ取覚。

一 壹匁五分大羽尾うけ取、壹匁五分牧谷うけ取。

一 田後伝兵衛より書付 十式匁壹分荒木彦左衛門様油代、

三匁三分五厘水なわ代。

(※著者注―これより正徳三年分)

巳正月内

△一 正月八日二罷出、同廿三日二歸り申候、外二夫より四度給申候、是ハ其心持二正月
月歸り申時分銀子遣申候、御勘定儘二十五匁宿喜兵衛二遣ス、外二四十八匁小弘二
兩人分也。

一 正月廿一日御勘定所ニ而御料理被為下候、廿二日二所平様より御料理被下候。

一 百七十目五分 岩本村勘七銀預り置候、

内四十匁匁平板卷丁相渡ス、使あじろ与一兵衛、

×百廿九匁五分。

正月十一日

一 四十五匁四分 (中島構懸廻) 久左衛門より左近御小人銀立不足、四十八匁代二うけ取申候。

一 三十目 (替) 四郎左衛門殿二取かへ、矢部様へ遣ス

一 壹匁五分 (鮓) ふな五枚代小山七郎左衛門様二遣

一 式匁六分 酒式升代

一 とうふ 正月十一日

正月十五日軍右衛門様より

④ 一御用馬拾式疋 内七疋両浦留より出ス、五疋湯村より遣ス

右ハ造酒正様岩井二御入湯御用ニ被仰付出し申候、幸領銀三匁四郎左衛門より相

渡し被申候、湯村より参候、右浦留七疋ノ内壹疋不足仕、鳥取ニ而雇申候拾疋相

渡し申候、外二酒壹升馬指善次郎二遣申候、使馬場村宇平。

④ 正月廿四日二参申候、平右衛門様より

一御用馬拾疋 内六疋浦留より、四疋湯村より

幸領浦留清左衛門遣ス、銀六匁徳兵衛より相渡し申候

右ハ殿様勝見二御入湯二御用被仰付申候。

一 造酒正様岩井より御揚湯ノ時御用馬。

二月十五日軍右衛門様より御書

④ 一御用馬七疋 内三疋湯村より、同四疋浦留より 幸領湯村より遣被申候

右ハ殿様勝見より御揚湯、二月十八日ノ晚ニ勝見へ参着候様二遣申候。

④ 一御用馬拾式疋 内七疋両浦留より、同五疋湯村より

内八疋ハ三月十日二鳥取着十一日二荷付申候、平福迄様子次第二而増銀ニ而歸ルハ

づ也、同四疋ハ十一日二鳥取着十二日二荷付申候、右同断、幸領銀十五匁町浦留清

左衛門二相渡ス、同十二日ノ幸領湯村よりも遣スはず也、右平福迄相勤歸り申

候。

つのじノ肝御談ノ覚

一 三拾貫目 御家臣前田半六殿 岩越官兵衛様

内式十貫目網代より

此手形ハ岩本勘七二有

同九貫「(見せ消ち)十貫目」七百目 田後より鳥取多門町仁兵衛

代百九十目五分うけ取濟、四月十三日使平野安兵衛六十三匁五分かへ奥書いたし返上

申候

○ 一三拾貫目 河毛十右衛門様

岩本より遣ス廿九貫三百目御手形参候、岩本六兵衛・二郎兵衛・勘七御手形ハ

六兵衛二相渡申候。

此代六十三匁五分かへ、×岩本兵右衛門請取申由濟。

一 四拾貫目 相濟 青木甚大夫様

内式十貫目田後より

同拾八貫六百目田後より本

代式百三十九匁三分□(虫損)厘請取濟、借余り牛銀返上ノ立用ニ仕候。田後伝兵衛うけ

取ニ仕上ケ候

一式拾貫目 相済

二宮幸介様

田後より遣ス

代百廿四匁牛銀返上立用ニ而請取済。田後伝兵衛うけ取二仕上ル

一四拾五貫目 相済

溝口軍右衛門様

外二拾五貫目ニ申来候

合六十貫め也

内廿貫め 田後より

同三十貫め 網代より

同十貫め 田後長右衛門舟より

代三百七十匁牛銀返上ノ立用ニ而、^(網代)あじろ与一兵衛うけ取仕上申候

一式拾貫目 相済

松井番右衛門様

田後より

六十匁かへ、代百廿四匁請取申候、使久四郎ニ而。^(中島構組頭)

一式拾五貫目 相済

高橋所左衛門様

網代より廿貫め遣ス

代百廿四匁牛銀返上ノ立用ニ而請取済^(網代)あじろ次左衛門仕上ケ申候。

肝代渡し 網代分八十八貫八百目、代五百五十三匁五分六厘^(厘)五月十四日庄や次左

衛門ニ渡ス。

田後分廿七はね壹貫六百目、代壹貫六百八拾九匁九^(虫損)式り庄や伝兵

衛ニ渡ス。

右ハ青木甚大夫様より被仰付候。

佐久間様分合廿三貫三百目 代百四拾八匁

内百廿目式分前ニ請取

肝 内百廿目式分不足

一式拾五貫目

右二三十九匁式分ノ包被下候 佐久間甚左衛門様

指引十式匁つり進申はづ

内百廿目式分正月廿五日請取、則請取手形岩常^(三カ)郎右衛門ニ相渡ス

右廿貫め田後より

同三貫三百目三月廿二日田後より子共

一三十貫目

森官右衛門様

田後伝四郎之舟相済

内七拾目七分請取

代百九拾目五分、六十三匁五分かへ、内七十目七分前銀ニ請取メテ百拾九匁八分相

済、又湯山より遣候

外二十九匁三分過銀參候、^(網代)あじろより油ノ代ニ可仕候

同壹匁七分七^(錢)うけ取、使久四郎ニ而^(中島構組頭)

合廿壹匁油五升代義左衛門殿よりうけ取相済申候

一三十五貫目

池田典膳様

内壹はね田後より

同壹はね同所より

内五十目八分二月十一日ニ請取浦留者ニ被下候

代百九拾目五分

内五十目八分前ニ請取

内百三十九匁七分三厘^(厘)廿八日ニ請取相済申候、使湯山村ノ者

右合三十壹はね半、貫ニして三百拾五貫目也

一三十貫目

佐藤多賀平様

内廿貫め田後伝兵衛・浦留忠右衛門肝

同壹はね田後より

代百八十六匁請取申候、六十匁四匁かへ

一三十貫め

御家臣山下久大夫殿 絹川弥一左衛門様

内十貫め田後より

同式拾貫め田後より三月廿二日

同壹はね田後より

代式百五十四匁請取済、六十三匁五分

内三匁、使ノ者ニ御渡被成候由、

内百三十九匁此方ニ請取申候

一拾貫目

山下茂兵衛様

あじろより遣ス八貫八百目

此肝細川伝兵衛と申者持参申候、九貫三百目とやらん有之由申候、

代五十五匁八分八厘(厘) 六十三匁五分(厘)かへ

一拾貫目

(岩井)湯村四郎左衛門

代六十式匁綱代より請取相済申候

内十匁(熊胆)ハクまのい庄次郎より調被致候ニ引被申候、ほうぐ内目錄有。

正月二十九日相渡ス

一四十四匁四分 包田後伝兵衛ニ相渡ス。

内十式匁壹分 荒木様油代

同式匁 水(繩)なわ代メテ三十目三分(釣り)つり(繩)二匁け取済一壹匁六分(綱代)あじろより水(繩)なわ代、二月十二日(看)さかな代相渡候、「(出損)」相渡ス庄や次右衛門ニ。

衛門ニ。

一旧冬浦々ニ江戸より舟之儀御高札立申候、当郡も岩本・浦留御制札場ニ立申候、依

之御制札ノ趣可奉守旨、書物江戸へ判形仕上ケ申はづ之由、但馬ハ去冬書物上ケ申

候由、正月廿一日上村覚兵衛様より但馬浜坂迄聞合ニ遣候様ニ被仰付候、依之正月

廿六日ニ組頭久四郎但馬ニ遣申候、浜坂大庄や市右衛門返事共二月二日(中島構組頭)二久四郎(持たせ)へもたせ、上村覚兵衛様進申候。

浦々庄や

年寄

大久保大隅守様

横田備中守様御用人中様

但馬ハ右之御兩人様当ニ書物上ケ申由

二月、夫右衛門又但馬へ遣し、但馬より上ケ被申候、書物案文写被致罷歸候故、

梶浦五郎兵衛様へ上ケ申候。

一三月二日ニ浦々庄や・年寄判形不殘御取被成候、梶浦五郎兵衛様ニ而判形御取被遊

候、江戸へ上ケ申書物之由被仰付候。

一三月六日ニ但馬より又聞合ニ差越申候、梶浦様相尋申候而、同廿一日ニ但馬ニ陸上ノ者ニ申付返事申遣候、廿日五郎兵衛様より御案文被下候故、右之通廿日ニ返事申候。

一壹匁三分 夫右衛門ニ借ス 鹿野や仁右衛門書かへ切手ノ儀ニ、鳥取荒金弥三郎兵衛様へ参候使物代也。

一壹匁五分 右同人

正月廿六日

一三匁久四郎(中島構組頭)へ相渡ス、舟御高札ノ儀ニ但馬・浜坂迄聞合ニ遣候。一上村覚兵衛様御子息源二郎殿と申候、唯主水様御供ニて二月五日岩井ニ御越候、見廻(中島構組頭)ニ二月六日久四郎ニ樽もたせ遣申候。

正月七日梶浦五郎兵衛様より被仰付候

一五匁 夫右衛門・又三郎但馬ニ聞合ニ遣申候ニ付相渡ス。

二月七日

一廿三匁 牧谷舟御運上

一六十六匁 大羽尾(陸上)

一三十四匁 くがミ

一五匁 小羽尾

合百廿八匁 請取申候

外二三匁小羽尾新舟ノ分請取申候

同四十 湯山より舟運上此方ニ請取申候。

二月軍右衛門様より之御書

一卯ノ年分、御表様御膳米払候様ニ被仰付候、不殘上構ニ預り申候ニ付、四郎左衛門ニ申遣候。

二月六日溝口様より

一御小人不足二付、村々より御小人奉公ニ罷出候者有之候ハ、書付出し候様ニと被仰付候。

同日御同人様より

同日御同人様より

同日御同人様より

同日御同人様より

同日御同人様より

同日御同人様より

一 松板、塩見谷より鳥取へ出し候由、直段何程二而出し申候哉、吟味相尋書付越候様被仰付候、松板去年ハ壳申候へ共、不残払切少も無之由、其通御断り申上候、埒明申候。

二月

一 若州尾川浦又四郎・孫十郎・弥次兵衛三人、岩本へ出舟ニ参申候、獵仕候。

一 五拾目九分八リ御伝馬増銀、町浦留ニ相渡候うけ取手形也。

一 油式石五六斗、在御用場御役人中様より御誂被成候、払口ハ先ニ書付有別帳ニ。

二月軍右衛門様より御書

一 岡嶋六左衛門へ町浦留忠兵衛と申者、あなたニ而ハ軍内、御奉公ニ有付、御請状被

濟候、請人町弥之平・黒谷夫兵衛判取上ケ申候、弥之平ハ此方うらずミニ不存者之

由、其通軍右衛門様へ申上候。

二月九日軍右衛門様より御書

一 本本文大夫様へ岩本村忠兵衛と申者御奉公ニ有付、御請状被仰付候、請人岩本村親

仁兵衛判取上ケ申候。

一 蔵見村忠兵衛子分ノ者之由勘兵衛と申者、佐治平兵衛様へ当月より御奉公ニ有付候、請人忠兵衛・半兵衛兩人立申候、判形取進申候、鈴木勘右衛門様より御頼被下候。

△一二月十七日ニ罷出式、十八日四、十九日ニ歸り申候。

二月十八日秋山半内様より御渡し被成候

一 四拾四匁小村吉兵衛様より塩代ニ御渡被成、うけ取歸り申候、

内十四匁御返進申候、油代指引ノ時下之進様・幸左衛門様よりノ目録有り。

一 造酒正様御膳米、卯年分式石急払候様ニ被仰付候。

二月廿七日

一 銀子百三拾八匁五分五リ、卯春御材木出候人夫日用銀、細川村安二郎組合ニ渡

候、安二郎請取手形有り。

四月十四日

一 銀子七拾五分八リ、卯春御材木出し候村之人夫日用銀、久四郎組合ニ請取手形此所

二有り、

内五十六匁九分ノ包、四月十四日ニ相渡ス、

メテ十三匁六分八リ

右之うけ取手形ハ、我等渡候目録ニほうぐノ中ニ有り。

一 蒲生村半七子金松と申者、銀山村徳右衛門所ニ奉公仕罷出候所ニ、去年四月四日ノ夜銀山村ニ而首く、り死申候而、其時分湯村兵「」ノ改相濟申候、然ハ其後ニ

右金松自害ニ而無之、徳右衛門弟喜兵衛殺し申由蒲生より申候而、去々年銀五十

目、又去年銀七百目出し、近辺ノ庄や衆あつかい相濟申候所ニ、親半七二銀子渡不

申、弟忠二郎と申者銀子取込申候ニ付、半七より御用場へ目安指上申候、依之ニ

月十八日ニ御用場より所平様・御郡様方御聞被遊候、然レ共ころし申候証抛無之ニ

付、右あつかいにて取申候銀子、不残銀山喜兵衛方ニ戻し申様ニ被仰付候。

一 両浦留・相谷・牧谷山出入、右同日ニ御用場より御聞被遊候筈ニ而、召連参候様ニ被仰付候へ共、去年我等共より濟之通ニ御報可申上候間、其通ニ被成被下候様ニと

両浦留より願申候而、其通御断申上埒明申候、山ハ相谷分ニ極、柴・薪・牛草苜申

儀ハ入込ニ申付候、両浦留より牧谷・羽尾者ノかま取候へ共もたせ遣申候、両浦留

あやまり書物いたさせ取置申候。

二月廿三日使湯山善十郎

一 式百十式匁七分 海士村久左衛門ニ相渡ス、右ハ去春鳥取へ廻候し申候竹木賃金持

賃ニ被遣候、外五十四匁五分五リ牛銀ノ指引ニ而相渡し申候、合式百六十七匁式

分五リ相渡相濟申候。

讃州金毘羅へ参詣者

一 岩戸村
一 左近村彦左衛門・善左衛門。
一 湯山村伝二郎・太郎右衛門・七郎右衛門以上三人往来遣ス、三月三日。
一 海士村源兵衛・加兵衛兩人。
一 岩戸村八三郎・市兵衛・徳十郎以上三人。

造酒正様御膳米二月二払手形

一 式斗 蔵見 一 式斗 細川

一 壹斗 くり谷 一 壹斗 中村

一 壹斗 小羽尾 一 壹斗 八重原

一 壹斗五升 左近 一 壹斗 海士

一 壹斗 南田 一 三斗五升 (陸上) くがミ田河内
一 三斗六合 浜大谷 (久志羅) 一 式斗六合 くしら
合式石壹升七合也 (二カ) 卯ノ暮ノ預り分也
御手形正徳四年ノ五月廿四日使久四郎(中島綱親)にて引替申候。

正徳式辰年

山田町

扇子代三匁五分 多右衛門殿

正徳三年三月〜十二月まで 御用日記

(表紙)

「正徳三年 日記

癸巳三月吉日 正恒控」

御鉄砲奉行米村勘右衛門様御役替、御跡役矢野笹右衛門様被仰付候由、三月、御郡中古新、宝永八卯開共二

高合式万三百五拾壹石式斗九升五合

三月四日 内五分九リ、^(日比谷)日々や七郎左衛門銀子うけ取遣候二入用二相渡ス、以上壹

匁五分相渡申候。

一七拾六匁三分 内五十三匁三分町浦留分

同廿三匁本浦留分

右使町浦留伝左衛門二相渡し申候。

町浦留 清左衛門

三月九日

一四十四匁五分 借ス

内十五匁八平福二参候馬宰領銀二借ス

メテ廿九匁五分 牛銀二借ス

一拾匁六分 米村五八郎様、岩井二御入湯被遊候、御肴代尾関源藏様より請取申

候。

一七匁八分 ^(陸上)くがミ多市郎去年酒運上払過上、^(中島構組頭)使久四郎二而遣し申候、^(陸上)くがミ庄や次

介二相渡し申由二候。

一高橋所左衛門様より、邑美郡吉方村平二郎と申者、御家来二御召抱被成候由、請人

ハ湯山村兵介と申者候由、判本見届くれ候様二被仰下候故、^(中島構組頭)久左衛門二申付、判本

見届上ケ候。

一千ふく廿 松井番右衛門御談、大羽尾より持参候御請取手形也。

代七匁六分被遣相渡し申候、十二付三匁八分ツ、

外二千ふく三十、所左衛門様へ大羽尾より上ケ候代。

一百五十匁九分 岩本市兵衛より請取。

一三百目包壹つ、使忠兵衛二而岩本勘七へもたせ遣ス。

内百五十匁九分、右之小包二かへもらい候

同百廿九匁五分、当春勘七より預り置候、百七十目五分ノ内四十三匁

平福直二被返申候、前帳二有

メテ十八匁六分、此方^(戻り)二もとり申はづ也

三十匁九分、去冬指引勘七二遣スはづ也。

内十八匁六分引

メテ十三匁三分不足、此分十一日二久四郎当二手形遣し済^(中島構組頭)

外二廿目いわし代

合三十三匁三分手形出シ払済

三月十四日

一三百五十目七分、^(中島構組頭)久四郎二かし申候。

同日

一廿八匁久四郎組舟運上銀、我等より預り置、久四郎二此度相渡ス。

一御塩手米陸上二相渡し候書付也、去冬相渡ス、米油六升代、塩壹俵づ、也。

一米村五八郎様御肴代、右書付有之候。

十匁六分

内四匁 湯山鴨老羽代

同六分 ふく三ばい此方より進上仕候分

同式匁五分五リ 岩本より上ケ申さかな代^(香)

牛銀御借米本借文写

一六百五拾四石九斗三升五合 兩人手形在御用場より請取

内式百九拾九石式斗四升六合 四郎左衛門借り申候

元り三百八十九石式升

同三百五拾五石六斗八升九合 徳兵衛借り申候、委細御借米帳二有

元り四百六十式石三斗九升六合

元り合八百五十壹石四斗壹升六合也

一 牛銀拾三貫三百四匁六分 両人手形在御用場より請取

内五貫三百四匁六分 四郎左衛門構元り六貫百目式分九り

同八貫目 徳兵衛構元り九貫式百目

元り合十五貫三百目式分九り

一 湯山村池御新田ニ、鳥取津山屋仁兵衛と申者奉願二付而、海土村ノ前小川御堀被遊

候、三月廿四日ニ野嶋利藤ニ様御越、人夫五十人ツ、毎日出申様ニ被仰付候、御下

奉行善兵衛殿、三月廿四日ニ海土村ニ御越被成候。

人夫五十人 内廿七人四郎左衛門触下ニ而出申候

同廿九人徳兵衛触下ニテ出申候

三月廿八日ニ四郎左衛門此方へ被参、右割符申候、四月八日ニ鳥取ニ善兵衛殿御歸り候。

一 湯山村勘兵衛と申者、安養寺甲斐様へ御奉公仕罷有候所ニ、甲斐様御内中小性藤蔵

と申入、四月二日ノ朝勘兵衛ヲ切殺被申候、依之村中参申候、御目付様ノ御吟味ニ

付、死骸ハ先請取 申様ニと被仰候由ニテ、湯山ニ請取歸り申候、其後湯山より類

ノ者も願申候、御上より之御詮議ニテ、右之藤蔵死科ニ被仰付候。

一 血判御改ニ、溝口軍右衛門様四月四日御越被遊、湯山より御越、

塩見谷御仕廻、岩常ニ御渡り、五日ニくがミニ御とまり、

六日ニ新井より蒲生谷不殘御仕廻被遊、楠城村迄御越被遊候。

一 むしかれい式拾枚、軍右衛門様より御詔被成候。

四月八日

一 田後村伝兵衛、去年帆柱田後ニ寄り候所ニ、入江十兵衛様庄や伝兵衛ニ御預ケ置被

成候様所ニ、柱ノセミ波ニぬけ失申候ヲ失念仕、入江様へ御断り不申上、此度閉門

被仰付候、尤口書も取上ケ申候。

一本浦留小介と申者、右之セミヲひろい、是も御断も不申二付、急度庄や二預ケ置候

様ニ被仰付、其後手錠おろし被成候。

四月九日

一 野口佐五左衛門様より、棒役書付致候様ニ被仰付候故、村々ノ高も棒役も書付書分

申候、大羽尾半軒、細川志軒ゆるし、牧谷半軒、八重原半軒、栗谷半軒ふやし遣申候。

四月十四日

一 五拾六匁九分

組合材木、辰ノ年伐り出、持賃半分被遣候、前ノ日記ニ請取手形ゆい付有之候。

四月十五日

一米百式拾壹石七斗三升九合 岩本御蔵より御借米請取、前ニ請取残り、御両人様御

手形

内五拾八石 (中島構組頭) 細川安二郎へ相渡ス

同廿五石六斗 (中島構組頭) 久左衛門へ相渡ス

同八石 (中島構組頭) 久四郎へ相渡ス

メテ三拾石壹斗三升五合 自分米

内拾五石式斗 田後伝兵衛へ相渡ス、但、右二付、百四匁かへ (替え) 代銀壹貫六百四拾二匁六分七厘

内壹貫目請取

メテ (ママ) 同四石八斗 網代与市兵衛へ相渡ス、使九兵衛

代

メテ拾石壹斗三升五合 自分ニ請取歸ル

内四斗 半六宿ニ相渡ス代

四月十五日

一 草檣壹本、田後市郎左衛門より致所望候、代八匁遣ス手形有。

青木様御家臣岡田理右衛門殿より御願奉賀寄り銀

一 壹匁五分五り (ママ) 大谷か

一 九分 (綱代) あじろ 一 式匁七分 田後

一 壹匁七分 牧谷

正徳三年辰ノ八月二日より巳ノ四月十七日迄 (同三年)

一 八貫式百七拾目三分九厘 牧谷村日野谷権現様へ参詣仕候散錢也

外二金子式歩 (故・池田綱清) 大殿様より御備金

鳥取県立博物館研究報告 Bulletin of the Tottori Prefectural Museum 51, March 20, 2014

同 壹歩 采女様より同断

同 壹歩 (荒尾成初) 荒尾対馬様より

同はながミ袋壹つ (鼻紙) 彦兵衛様より御寄進候由

同鱈口壹つ 鑄物師町より寄進候由

一右只今迄、地方庄や作廻候へ共此度御改、本浦留神主塩少副作廻ニ被仰付候へ共、

其後又、御上より御評儀ニ而、地方作廻ニ成りい申、六月ニ慈雲院様之末寺ニ被仰

下候、先年天台宗ニ有之由ニて。

油払申覚

一油八斗 御会所払 網代村猪平安左衛門様ノ御請取

一同式石八斗五升 御同所、田後より

一同六斗 御同所払、大羽尾村

一同四斗五升 御同所払、岩本村わかさ舟三艘分 (若狭)

合四石七斗八升申候 御運上油

外ニ御用場より御談御油 直段四拾式匁かへ

一三斗六升 小村彦兵衛様へ (網代) あじろより

一七升 安田太源二様へ 同所より

一五升 茂田清兵衛様へ 同所より

一四升 安田多源二様へ 田後より

一五升 官右衛門様御内河本儀左衛門殿へ 田後より相濟ニ

一三升 甚大夫様御内岡田理右衛門殿 同所より

一四斗 御用場御役人中様へ、大羽尾より 五月十六日ノ使大羽尾五郎左衛門子

六左衛門相渡ス

一壹石式斗六升五合 御用御役人様へ、田後より 此田後分式斗升野嶋様へ計違有之由

被仰渡と申候

一壹斗式升 茂田清兵衛様 田後より

一式斗六升 御用場御用油ニ 田後より

合式石六斗四升五合 四十式匁かへ

内壹石七斗六升五合 田後分代七百四拾壹匁二分 手形前肝ノ指引ニ壹所ニゆい付 (結)

有

内三百拾匁式分八り、油代田後伝兵衛ニ相渡

ス

其五月五日肝代指引ノ次而ニ渡申候

メテ四百三拾壹匁式り

同四斗 大羽尾ノ分代百六十八匁、右之通相渡濟、内拾式匁六分荒木様分ノまだ不

被下候、是も被下候

同三百目六月十日ニ相渡ス

メテ百十八匁四分式り

メテ四斗八分網代ノ分、代二百壹匁六分、内百目六分、内廿三匁六月十八日ニ相渡ス

舟運賃渡時一所ニ

メテ九十五匁四分式り

外十二匁六分

合百八匁式り三月廿日中ニ相渡ス

四月廿七日

一かれい式十枚 軍右衛門御談へ上り申候手形。

代式匁八分十日に請取濟、田後より調、去秋はかへ銀三匁八分 庄やニ払申候、壹匁ノ間銀私弁申候

五月十日 在所ニ甚大夫様も御こし被遊候 (越)

一所平様・番右衛門様、湯山池又ハ細川池・大谷沢、其後牧谷権現山為御見分御越被

遊候、其日帰り被成候。

一拾九匁八分八り 内十六匁式分筆工代 栗谷両村御水帳書直候

同三匁六分八り 被下候御入用、野嶋様・竹内様より

被仰付候

(正徳三年) 巳十一月十五日払候手形有り

一宝永六丑ノ子春岩常村源二郎跡茂七、田地三反入百姓久松太郎兵衛子又右衛門内ニ

入申候、本御田地源二郎より浦留鹿野や仁右衛門ニ質物ニ入置候田地二付、此度本

米九斗六升ノ由、仁右衛門ニ払田地、茂七請取申候由ニ付、入百姓其様子不存、其

年ノ春高御積被遺、入百姓ニ御入被遊候故相渡し不申、出入ニ罷成候。わけ様三反

ノ内、式反茂七ニ相渡し、メテ壹反、入百姓又右衛門其まゝ相渡申候、外ニ親分平

有

左衛門其節不調法故、此出入出来候処、平左衛門より壹反出し、又右衛門二相渡シ、又ハ鹿野や仁右衛門も、其年入百性入申時節不届有之二付、壹反ノ代ニして式斗七升又右衛門二相渡し、以上三反分、又右衛門ハ其まゝ請取、申分ニ相濟申候。

四月日

(正徳三年)
巳五月十三日

一去年聞申候、馬場村・蒲生村・庄町ノ山ノ出入、又ハ宮下より天王迄ノ道ノ出入持起り申候、我等も五月十二日ニ蒲生迄見分ニ罷越申候、其後七月ニ青木甚大夫・溝口軍右衛門様御兩人 御越、見分被遊候所ニ、蒲生村次兵衛・市郎兵衛殊外悪口仕候ニ付、則時ニなわヲかけさせ、湯村ニ入籠舎被仰付候。

(石見國)
一石州那賀(後筆「中共」)郡松平周防守(後筆「様御」)城下浜田町順□と申、同心廻国ニ廻り被申、五月廿日晚一宿仕候、往来所持被申候、宗旨浄土宗浜田町光雲寺弟子也、則右之寺よりノ往来。

石州城下浜田町年寄 中村彦右衛門

同断組頭 上村又兵衛

宝永七年寅三月廿一日ノ往来也。

一わかめ五わ分 軍兵衛様御手形有

一同三わ分 此方ニ□□候

右岩戸村より

五月

一御百姓相撲取候儀、御法度ニ被仰付、則村々触、判形取おき申候御書出し有、村々判形取置申候。

一九十目七分 茂田清兵衛様より請取

内八十八匁式分 油式斗壹升指引

×テ式匁五分つり、重而進申はづ也

其五月廿四日ニ払濟申候

一六分 高橋所左衛門様干ふくノつり銀、大羽尾より請取指上申はづ

其五月廿三日ニ直ニ払申候

一□□匁 佐久間甚左衛門様肝代ノつり進分申はづ

使ゆ村四郎左衛門ニ而払濟候、其五月廿四日ニ払

五月十六日

(九カ)匁(式カ)がミ次介ニ相渡ス。

内三十目 小村彦兵衛様塩五俵代ニ

×テ九匁式分私分

一浜大谷村水御奉行石原市左衛門様御預り分太夫と申入、五月廿二日より御役請被致候由、廿三日ニ此方ニ被參候。

一拾壹匁三分、溝口様より左近・くしら・あじろ、去冬より指上申候代被遣、請取申候、十二月十七日ニゼに相渡申候。

一塩式俵、山本平五郎様より御詔被下候、五月廿一日。

一同壹俵、長沢下之進様より御詔。

一戸田多左衛門様より、先年(後筆「十五年ノ内」)岩本村伝三郎と申者被召抱置候処ニ欠落仕、其外罪科有之二付、見合次第ニ打捨と被仰渡候由、然共、此度其科御免被遣候由、右之通申渡くれ候様ニと被仰下、庄や兵右衛門呼、右之通申渡候、尤根帳ニ付候儀不限、岩本ニ何れノ村々ニ而御指留被成候由被仰付候。

五月四日ノ御状廿日過ニて相届申候。

一御伝馬銀七百目 浦留・湯村、卯・辰兩年払残り、当五月払候由。

内三百三拾三匁三分三厘 湯村分五月廿八日ニ払ニ參候

同三百六拾六匁六分七厘 浦留分

当年ニ而相濟申候 五月廿七日、使町浦留三天夫ニ而払申候、溝口様御返事有、湯村より跡ニ払ニ參候故、御うけ取手形不參候、めいめい共御手形御返し被成候はづ也。

五月卅日

一拾壹匁四分、大羽尾より高橋所左衛門様へ干ふく三十調上ケ申代銀ニ被遣、慥ニ相渡し申候、所左衛門様より十式匁被下、すぐニ相わたし申候、重而六分ノつり伝左衛門よりうけ取差上申はづ也、其後御かし米指引ニ罷出候節、返上仕相濟。

閏五月三日竹内・野嶋様より御書

一清帳、当月中ニ調上ケ申様ニ被仰下候。

閏五月六日

一浜大谷久四郎妻・喜左衛門・伝九郎母以上三人、西国巡礼ニ罷出度由願ニ付、聞届、往来遣申候。

後五月十二日^(四)

一津出候儀、堅御法度ニ被仰付候、尤入津候儀ハ御免被遊候由、入江十兵衛様より右之通被仰付候、組頭ニ申渡候、村々判形取被申候様ニ申渡候、岩本よりくがミ^(陸上)迄ハ、庄やノ判ハ此方ニ參請取置候。

後五月八日^(四)

一町浦留村平三郎と申者、山内平兵衛様へ御奉公仕罷有候所ニ、平兵衛様不慮之儀出来、鳥取ヲ御立^(退き)のき被成候、依之、右(後筆「関内と申由」)平三郎共惣御家来、銘々御吟味被仰付候間、浦留ニて類之者預り申様ニ被仰付候、其後御会所ニ而戻し口ヲ御聞、御吟味被仰付候。

閏五月十五日御郡様より^(御郡奉仕)

一御年貢麦直段九斗六升二付、五十八匁ニ被仰付候、来ル廿日限ニ、銀子ニ而払候様ニ被仰付候。

一三拾弍石弍升四合 下構御年貢麦

代老貫九百三拾四匁七分八厘^(厘)、五十八匁かへ

閏五月廿四日ニ私持參申候、目録帳も人不申候、銀同銀斗ニ而御請取済申候。

一三拾石八斗七升八合上構同斷

代老貫弍百六拾五匁五分五厘^(厘)右同斷

両構麦合六拾弍石九斗弍合

代銀合三貫八百目三分三厘^(厘) 閏五月廿四日払済

閏五月十六日

一網代七三郎、いわしあ^(網)ミ買申候へハ、岩本より指留、あじろ^(網代)ニハ古来より網仕候儀無之、其上岩本諸網ノ邪摩^(魔)と成り申由ニ付、いたさせ申事不成由ニて、あじろ^(網代)よりハ近年売買高直ニ付、何ニ而も魚ヲ取申さてハ不成由ニて、出入ニ相成候、閏五月十六日ニ湯村四郎左衛門もよび^(呼び)、此方ニ而様子聞申候へハ、両方不埒ニ付、埒明不申候。先二具二書付有。

一御年貢麦八斗三升六合、町浦留より年々立過有之由ニ而、今年ハ立不申由ニ而、組頭勘七より断參、跡役久四郎申次之由断申ニ付、御用場へ御断申上候、段々御詮議ノ上ニ而、四斗弍升四合町浦留より相立、三斗六升弍合牧谷村より相立、五升大羽尾より相立候様被仰付、去年迄勘七より不吟味仕、睨と儀定極も不仕置候様ニ相聞候、去辰ノ六月十三日勘七閉門被仰付、御役儀御取上ケ被遊候、跡役大谷

久四郎へ被仰付、右之通相知、御吟味被遊候。

後五月十六日溝口様・二宮様より^(中島構組頭)

一京都下賀茂ノ御社人小泉左内様、從御公儀様ノ被蒙御免、国々御廻り被成候ニ付、信心次第ニ奉加ニも付、御札等も納メ、宿にも仕候様ニ被仰下候。先二具二書付有。

村々より麦請取申覚

閏五月十九日

一六斗九升八合 中村より請取 一四斗八升 八重原より請取

同廿二日

一四斗五升弍合 久志羅より請取

後五月廿日^(四)

一三百廿三匁五分四厘^(厘) 海士村久左衛門より請取申候

閏五月廿二日 弍石三升代^(厘) 中島構組頭

一廿九匁久志羅善兵衛より請取 一百廿二匁六分五厘^(厘)久四郎より請取

麦七斗七升代、彦十郎より請取申候 六斗弍合代

一四十六匁五分弍厘^(厘) 高江より請取 一三十六匁五分 大羽尾より請取

一 小羽尾より請取 一弍百十五匁四分五厘^(厘)くがミ・田河内分^(陸上) 久四郎より請取

くがミより麦九升六合過ニ払候様ニ相見へ申候、二匁指引見可申候。

七石弍斗六升代、弍合不足岩本より 一四十三匁八分六厘^(厘)安二郎より請取

閏五月廿三日鳥取より

一弍百八十三匁弍分 町浦留より請取

町浦留分 五石五斗弍升弍合代也

三百三十三匁六分弍厘^(厘)はづノ所ニ、弍百八十三匁弍分寄申候ニ付

引、メテ五十目五分弍厘^(厘)ノ不足ニ罷成、是当分私弁申候而、御上へハ

払申候、両方急度吟味仕候様ニ被仰付候。

内四斗壹升式合代、廿四斗八分九厘^(厘)町浦留より閏五月廿八日二うけ取
同三斗六升式合代 牧谷より請取申候、同日二
同五升代、九斗六厘^(厘)請取候 大羽尾よりうけ取候はづ
麦壹升式合

メテ七分四厘不足、町より払候はづ
一六斗六分酒八升代、新井源藏、十式斗佐久間様か、式斗五分か御上様相濟、鴨ノ御
勤御用銀返弁、町濟。

閏五月十八日

大豆壹俵ノ内、壹升式合四ツ、駄賃^(虫損)「一」より被遣候。

一岩本御藏大豆式石四斗七升八合、鳥取新御藏へ廻シ申候、湯村より馬式疋、浦留より馬式疋、以上三疋遣し申候、馬子二払歸り候様ニ申付遣候所ニ、六升式合見仕歸り申候、四郎左衛門より払遣被申候、五升壹斗ニ壹升壹合ニ而買申由、湯村茂兵衛^(岩井)申候、七斗七分買調払申由、馬子共も一夜泊り申候、暮御郡夫錢二入。

春中嶋殿指引也

一油三斗、中嶋喜平次殿ニもたせ遣申候、指引相濟申候、中嶋氏ニ五石式斗ノ手形遣し候へ共、内四斗八右之指引ニ而もどし申候、メテ四石八斗ニ而候。

一三百目、中嶋殿ニ相渡入。

内百三斗七分、包式^(戻)つもどり申候

メテ百九十六斗三分、喜平次殿御使被成候

内三十斗 羽織ノ代引候

同 仕立賃

一百四十八斗八分、あじろ^(網代)与一兵衛より相よせ申候。^(寄せ)

内五十目、六月廿三日ニ戻入

メテ九十八斗八分、外二十七斗五分、我等取申候油五升代

合百九斗七分五厘^(戻)、与一兵衛ニもどし遣入はづ

閏五月

△一閏五月廿三日ニ罷出、同廿四日ニ歸り申候。

閏五月廿四日ニ被仰付候、溝口様・二宮様より

一御用馬、去ル五月限二銀子不残払濟申二付、此度又馬持改被仰付候。

下構ニ而、町浦留仁右衛門・半六・八右衛門・多兵衛・忠右衛門・本浦留平三郎
右六疋被仰付候
上構ニ而、湯村宇左衛門・茂右衛門・藤右衛門・忠吉・新兵衛・茂七^(岩井)
右六疋被仰付候

右之通ニ被仰付候、馬式疋二付銀式百目ツ、御借被遣候はづ

銀合式貫四百目 内壹貫式百目兩浦留

同壹貫二百目 湯村^(岩井)

^(正徳三年)巳六月廿四日、使町浦留年寄忠右衛門ニ而、御用場より請取相渡申候、湯村分、六月廿六日使湯村平四郎ニ相渡し申候。

一三十九斗式分 秋山半内様より請取申候

内三十三斗六分 油代御渡し被成、請取申候

メテ五斗六分 つり銀重^(釣)而塩相調進申付分、指引仕候はづ

自分ニ請取申廿日役不足書出入、閏五月廿九日

一十斗 半兵衛・小三郎・彦右衛門三人、喜左衛門壹人、^(虫損)衛門三人遣入、平ノ半兵衛・平十。

一内 衛門三人遣入、平ノ半兵衛・平十。

閏五月廿七日 追而御用宜敷可被遣由、幸介様より被仰付候。

一人足拾式人 小羽尾村より但州諸寄村迄、御銀持参申候、
北国木諸寄ニ而御調被遊、代銀小羽尾迄ハ馬而参候。

同廿九日右同断

一人足壹人 又御銀諸寄へ参、陸上より諸寄村迄廻し遣候、

鳥取より^(陸上)くがミ迄ハ、村送りニ而参申候。

一右之材木、諸寄より鳥取迄舟ニ而御廻し被遊候、上村関兵衛様、閏五月廿七日ニ田後迄御こし被成候、右之代銀請取渡、六月十八日ノ材木指引壹所ニ有り。

一陸上塩御入米ノ塩すきと払申二付、此度改、此書付之通被仰付候。

湯山村より廿日役請取覚

一与一兵衛・彦兵衛・平吉・彦右衛門・甚二郎合五人、以上廿人請取申候、六月二日

鳥取県立博物館研究報告 Bulletin of the Tottori Prefectural Museum 51, March 20, 2014

©鳥取県立博物館 Tottori Prefectural Museum

より五日迄二。

一湯山坂鳥札御連上扱手形。

六月六日

一百六十八匁七分、竹内様・下石様より請取申候、使湯山善十郎。

内六十三匁、竹内様油代壹斗五升代

同百目八分 下石二郎兵衛様油代貳斗四升代

メテ四匁九分、(釣)つり銀重而返上仕候はづ也

八月十三日海上久左衛門(中島構組頭)へ頼遣、扱相渡申候。

湯山勘兵衛儀二付、出申候

△一六月七日二罷出、八日二帰り申候、此度ハ福松や二普請有之二付、中嶋喜平次殿

方二い申候、福松屋よりハ忝度も給不申候。

大羽尾村

④

一塩六十七俵

右ハ、当郡大羽尾村渡世塩、鳥取へ積廻申候、川口御通し可被成候、以上。

(正徳三年)
巳六月十二日

大庄屋徳兵衛判

ちや屋弥兵衛殿

六月

一七拾俵

大羽尾村

一七十俵

同村

八月として 七月廿九日二遣之。

九月十八日

一六十五俵

与一兵衛遣ス 同村

一七十俵

同村

(前書之通故届候、以上。)

六月十一日

一十六匁御用場より請取、細川彦右衛門二相渡ス。

△一六月十三日二罷出忝度、十四日朝より若桜町小田屋兵衛所二い申候、十五日二歸

り申候、兵衛所二四郎左衛門・私兩人参、廿日宿扱置帰り申候、私忝度給申候。

一当五月二網代村二いなし網調引申候へハ、岩本村より差留申二付而、出入二罷成、

(前)
後五月十四日二、組頭安次郎兩方ノ口上書、此方二差出申二付、同十六日二兩方
共二召寄、私・四郎左衛門兩人、其外組頭安二郎・久四郎・久左衛門三人も出合聞
申候。

一岩本より差留申候様子ハ、先年網代村ハ石見国より浪人仕参候時分より、何網二而
もいたさせ不申候、岩本ハ諸事したがい可申との書物も御ざ候由、(従)あじろ二網さ
せ申候而ハ、わが前二海御座候ゆへ、少しいなしヲ見付申候而も網代計取、岩本へ
ハ得不申様二罷成候、左候へハ、御当地之こやし可任様無之二付、引セ申事不被成
由申候。

一網代より申候ハ、近年売買高直、其上海二而、近年獵人多死申候故、残ル年寄・子
供渡世送り可申様無之ゆへ、何とぞ引申様二奉願候由申候。

一私共兩人より申渡候ハ、獵師之渡世二仕網之事二候へハ、只今急度差留申儀ハ成間
敷候間、引かセ可申候、冬・春ノ内、寄りいなしノ時分ハ、岩本へ一左右いたし、
壹番ヲ岩本二引セ、其次二あじろ二引セ、其より替る替る引取申様二可仕候と申渡
候へ共、岩本より請不申候、其後組頭安二郎・久四郎より又召寄、一通之扱せ申候
へ共、不埒二付、閏五月廿五日二口上書、入江十兵衛様迄指上ケ申候、其より梶浦
五兵衛様へ上ケ申候、御郡様へも壹通上ケ申候、六月九日二岩本・あじろ、五兵衛
様へ被召寄、口上御聞被成候、其上二而五兵衛様より被仰渡。

一此度共二、此後網代村二何網仕候共、岩本村二ケ様之網相調申候が、人数二成り不
申候やと、岩本へ付届いたし、其上二而、岩本より人数二成り申候ハ、相組引上
申候、岩本人数二不成候ハ、(網代)あじろ計二而も引可申候、左候ハ、岩本二引申場
所減り可申間、大谷海も塩之きくわり二成り不申所、引セ可申候、右之通五兵衛様
より被仰渡候、六月十三日二四郎左衛門・私兩人罷出、十五日二帰り申渡候、別紙
二上書控(虫損)□内有、大谷二も只今迄ノ通り、岩本ほうじも互二妨二不成所ハ、引
申様二と被仰付候。

(中島構組頭)
久左衛門配分御初尾 廿九匁七分八月二うけ取申候、
橋本久左衛門より買申代二指引仕候。

六月八日

一貳拾壹包 下構ノ分壹包二御守三ツ、有。京鴨御社人小泉左内殿御廻り

外二三包組頭三人へ 一壹包 新井源蔵

同 壹包私へ被下候

右廿壹包ノ内 七包組頭安二郎二相渡ス
(中島構組頭)

八包同 久左衛門二相渡ス
(中島構組頭)

六包同 久四郎二相渡ス
(中島構組頭)

右之為御初尾銀八拾目、七月廿日使新井村(後筆「日用ニ而遣申候」)きも入
(持たせ)もたせ、鳥取やど青木や源七所ニ、右之御社人被い申候、相渡請取ノ返事参候、新

井村源蔵へ遣し申候、兩人状ニして遣候、其後七月晦日銀子指引いたし、八十式匁
(替え)六分源蔵へ払申候、村々ニ而私取かへ成申候、使湯山伝三郎ニて、新井村源蔵ハ

払申口。
(虫損)

六月廿四日

一出羽国田川郡苅庄村恩と申僧、湯村より送り出候、此方より名割いたし、邑美郡国
(岩井)安村勘兵衛迄遣申候。

同十五日請取帰り候故

六月十八日二相渡ス

一七七八匁七分三厘(厘) 梶浦五兵衛様より被仰付、則上村覚兵衛殿、田後より御越被

成、舟割符被成候、閏五月廿九日、六月二日兩度ニ浦之舟ニ而、御材木諸寄より加
路迄式度ツ、積廻し、舟為運賃被遣、相渡し申候、尤別紙帳面有。

此銀うけ取、海そうめんノ所ニ有り申候、

外二廿式匁四分 小羽尾より諸寄迄御銀持、人足ニ被遣候状請取

同 三匁六分 小羽尾より鳥取迄利藤次様乗、御帰り候馬駄賃

惣合七百三拾四匁七分三厘(厘)、此分私手形上ケ、請取帰り申候

六月十五日御用場より

又駄賃三匁六分、正徳四年ノ明ル年也、五月八日ニ出候時分、晦日ニ出候時分、野
嶋様より被下候二付、小羽尾七兵衛ニ相渡し、うけ取手形取おき申候。

岩本御蔵ニ出又御用 野口佐五左衛門様より

一うな百束 三尺(繩)なわ 一(蓆)わら四拾束 三尺(繩)なわ

十束ノ内半分ハ上構
内七十束 久左衛門(中島構組頭)
内式十束 安二郎(中島構組頭)

同三十束 安二郎(中島構組頭)

一竹拾束 五十本ゆい 一(繩)なわ五束 土佐繩(中島構組頭)

内五束 久左衛門(中島構組頭) 内三束 久左衛門(中島構組頭)

同三束 安二郎(中島構組頭) 同壹束五(中島構組頭) 安二郎(中島構組頭)

同貳束 久四郎(中島構組頭) 同壹束五(中島構組頭) 久四郎(中島構組頭)

六月廿八日 三組ニ割符書付有

六月廿七日軍右衛門様より御書

一御用之すきニ成り申二付、浦々而引あみの古綱、舟ニ而廻し申様ニ被仰付候。
(網)一つな式ばん 大羽尾廿五尋ツ、。

同廿八日

一清源寺様御三回忌御法事ニ付、村々御追放人帰参ノ願書、六月廿八日夫組頭
(池田綱造)久左衛門ニ而上ケ申候。控帳有、小横帳也。
(中島構組頭)

海ぞうめん請取申覚

一三升 小羽尾 一三升五合 大羽尾 一八升 網代

一(陸上)くがミ 一壹斗壹升 田後 一 岩戸

一壹斗貳升 大谷

合三斗七升五合 是ヲ鳥取ニ而計候へハ、式斗八升ニ成り申候、御手形ハ御郡様へ
(御郡奉行)御取被成候由。造酒正様御台所ニ払付申候、式斗八升ニ払申候、使大谷村七右衛

門・同村加兵衛家来兩人参候、善一郎参二付。

代銀廿式匁四分御渡被成、請取申候、八月九日在御用場より壹斗八升八合、

軍右衛門様御取持二而、八分ツ、ニ被遊被下候。

七月二日

一海士村徳右衛門・加兵衛兩人、出雲大社参詣仕度旨願参候故、聞届申候。

同日

一野口佐五左衛門様より岩本御蔵ノ葺板、鳥取在御用場迄取二遣候間、舟壹艘申付候
(中島構組頭)様ニ被仰下、組頭安二郎ニ申付候、田後ニ而申付候。

六月晦日

一拾匁五分 去秋御巡見様湯村二御泊り候時、あじろ・田後より出し候
 一九分九厘(厘) 同断塩三升代、くがミより出し候
 合拾匁九厘(右井)

右之通、銀子湯村四郎左衛門より被越、請取申候、此外二八、下構二八人足賃
 金も何も不被下候。

酒御連上銀払付覚

四百五十目ノ内 三百目ノ内

一貳百廿五匁 鹿野や仁右衛門 一百五拾目 山田や半六

百五十目ノ内 七十五目内

一七十五匁 勘兵衛 一三拾七匁五分 竹田や多二郎

合四百八拾七匁五分 七月五日使町浦留へ払申候。

外五百三十七匁五分、湯村四郎左衛門より払付被申候御手形此方ニ参、
(金目) 沓所ニ有之故、私うけ取置、四郎左へハ私預手形遣申候。

合壹貫廿五匁、上・下より払付申候。
(上構・下構)

一四拾貳匁四分、くがミ多一郎よりうけ取申候。
(陸上)

内三十七匁五分夏払二引、

メテ四匁九分過銀、我等預りい申候。

七月五日ノ朝

一海士村灘二而、越前ノ国谷田浦山屋太左衛門舟老艘、沖船頭九兵衛。

一牧谷村灘二而泉州

一同村能江尾浦二而(熊力)

一同村同所二而

右合四艘、七月五日ノ難風逢、破損いたし申候。

右材木浦々へ拾申木之覚

一草楨寸本廿式丁 外二半木式丁 網代村二ひらい申由(拾)

一大谷村七本助六 式本七兵衛 式本久蔵

一草楨式百 あじろ村二ひらい申候(網代)

御参宮ノ者聞届往来遣又覚

一南田村藤兵衛・久四郎・七蔵 以上三人

一栗谷村善吉 壹人

一陸上村長兵衛・六右衛門・権四郎・善左衛門女・同とら・まつ・むめ以上七人

一小羽尾利兵衛・七郎左衛門 兩人

七月廿日

一竹式束 甘本ゆい 上構

一回五束 三十本ゆい 下構

一同廿五束 内拾束 上構 五十本ゆい也(中島構組頭)

同十五束 下構 内六束 久左衛門組(中島構組頭)

同六束 安二郎組(中島構組頭)

「(見せ消ち) 同三束 久四郎組」(中島構組頭)

一こも五百俵(巻)

内式百五十俵上構

同式百五十俵下構 内八十五枚 久左衛門

同八十枚 久四郎組

同八十五枚 安二郎組

一繩十五束 土佐尋

内八束 上

同七束 下 内式束五(把) 久左衛門組

同式束五(把) 安二郎組

同式束 久四郎組

右ハ、岩本御蔵御用野口佐五左衛門様より被仰付候。

一かや百束 内廿五束久四郎組 三十九束久左衛門組 同三十六束安二郎組(巻)

一なわ五束 内壹束久四郎組 同式束久左衛門組 同式束安二郎組

一こも百五十枚 内四十枚久四郎組 六十五枚久左衛門 六十五枚安二郎

右ハ、岩本御蔵御入用ニ、野口佐五左衛門様より被仰付、出し申候。

七月廿七日

一岩本浦利介・庄右衛門兩人、伊勢参宮いたし往来遣候。

同日

一海士村七左衛門・伊兵衛・九一郎右同断、往来手形遣候。
七月廿九日

一入江十兵衛様より、他国米入津御法度ノ旨被仰渡、早速組頭衆へ被遣、村々判形取置候様ニ申付候。

七月廿九日

一四番(早稲)せ八月十五日切、五番同晦日切、帳面七月廿九日二指上申候、使大谷村得

左衛門家来善介、軍左衛門様より人別帳面上ケ候様ニ被仰付候、七月晦日 八月二日二出候様ニ被仰付候。

一こも又三百枚、岩本御蔵へ出し候様ニ、野口佐五左衛門様より被仰付候。
内百五十枚 四郎左衛門構ニ申遣候

同百五十枚 我等構ニ申付候

七月廿七日、野嶋様・竹内様より御書

一左近村御給人上山豊左衛門様御病死、未御跡目不被仰付候処、物成相渡し不申様ニ被仰付候。

福松屋喜兵衛より小紙四しめ参候渡候覚

八月朔日

一壹しめ四束

(中島構組頭)
細川安二郎ニ渡ス

同十三日

一壹しめ三束

(中島構組頭)
海士村久左衛門久左衛門ニ渡ス

(中島構組頭)
八月十三日海士久介子重ニ渡ス

一壹しめ三束

(中島構組頭)
大谷村久四郎組渡ス

八月三日 使平野与左衛門子

一かみ三尺(繩)なわニして 四束

松井番右衛門様

同日 使平野孫介

一同 四束

小泉弥平太様

一同 四束

溝口軍右衛門様

代八分うけ取申候、夫日々や李兵衛

八月五日 海士久左衛門指引覚

一三十め 角木壹本代 一百八十六匁 横寸高三十挺代

合式百拾六匁

内三匁五り (中島構組頭) 久左衛門組合、青木甚大夫様・おとな様御頼ノ奉加銀不参、持次

申候

同式貳分 巳ノ春、(中島構組頭) 久左衛門ニ取かへ銀二引

同廿九匁七分 京下鴨御社御守御配渡被成、(中島構組頭) 久左衛門ニ御守九つ相渡し申候、

壹包ニ付、御初尾三匁ツ、上ケさせ申候、取かへ置候分引申候、(中島構組頭) 志割うけ申候、七日ニ取かへ申候故、

残り、百八拾壹匁五り 久左衛門へ渡し申候、相済。

一百目貳分壹

四十六匁貳分同壹

三十四匁六分五りせに相渡ス、八月五日相渡し済候。

八月五日 軍右衛門様より御書

一山本円之丞様御家来与之平と申者、於江戸去年十二月廿日欠落いたし申由、若此後、所ニ立歸申候ハ、捕置、早速注進申様ニ被仰付候、右与之平と申者、町浦留村之者、根帳ノ名ハ勘兵衛と申由被仰付候、町浦留村申遣候へハ、町浦留村根帳付ノ者へ勘兵衛と申者無御座由、庄や六日ニ申参候。

八月六日

岩本御蔵延繩出申覚

去年ノ通小割古帳ニ有

一疋壹束四枚 内壹束貳枚四郎左衛門構

貳枚 私構 内壹枚大谷 壹枚岩本

右同断

一なわ六束 内五束 四郎左衛門構

壹束 我等構 内五(把)わ大谷 五(把)わ岩本

同断

一わら 四郎左衛門方ニ、何程被申付候哉、不存候、此方ニ而ハ、大谷ニ壹束、岩本

ニ五束申付候。

右ハ、八月八日ニ御蔵へ持参候様ニ申渡候。

陸上村塩御勘定ニ罷出候

△一八月七日ニ罷出、九日ニ歸り申候、式泊り福松や。

八月九日 軍右衛門様よりノ御書

一鳥取座頭、ませ都役義御免被遊、跡役世都二被仰付候、支配請候者共ニ申渡候様

ニト被仰付候。

八月四日

一鶏引尾六百本 内三百五十本上、式百五十本下

一兩宇左衛門より割被下候

一丸尾四千本 内式千四百本上、千六百本下

右之通被仰付候。

引尾九十本安^(中島構組頭)、九十本久左衛門、七十本久四郎^(中島構組頭)

丸尾六百本安^(中島構組頭)、六百本久左衛門、四百本久四郎^(中島構組頭)

右之通ニ申渡候。

惣方集申候へハ、引尾四百七十本有之候、八月廿日在御用場ニ払付申候。

丸尾九百七十本

八月十一日

一御蔵米指候儀、只今迄御小人衆御出し被遊候へ共、御改、在御下奉行、又ハ米村所

平様御預り御足輕衆御出被遊候、御書有、村々書物取分ニ可被申候。

八月七日出ル

一陸上村塩御勘定ニ罷出。

巳ノ暮預り

一御表様 米廿七石

塩四百五十俵

此塩、内百俵ハ猪平安左衛門様御請取参候、メテ

三百五十俵ハ、御用場清兵衛様御請取参候、

同断

一造酒正様米十石

塩百六十六俵式斗六合、是ハ御請取参、御用場へ指上候へハ、御郡様より御状御

した、め被成、山本甚助様へくがミ庄やへ被遣、私共預り戻り申候。

同断

一河州様

是ハ、戸田金兵衛様へ塩払申由、すぐニ私共預りニ引かへ戻し被下、相済申候。

米式石八斗八升

塩四十八俵

八月朔日

一浜大谷村水御奉行石原市左衛門様御預り御鉄炮久大夫殿、五月廿二日より八月朔日迄、御勤役切手相渡し申候、以上。

八月十八日二上ル

一湯山村坂鳥御免札奉願書上。

十月三日二上ル

一同村流齋札奉願、書上仕候。

一荒尾周防様、八月廿日岩井二御入湯被遊、廿一日二御見廻りニ参上仕候。

八月廿二日未ノ刻二夜屈申候、幸介様より明六つ半ノ御書

一河州様、勝負ニ御入湯被為成、明後廿四日ニ相撲被為仰付、依之、村々相撲取申者

共申付、差出候様ニ被仰付候、然共、当郡ニハ御前相撲ニ出来り候者ハ、花籠源二

郎老入御座候へ共、去年病死いたし申候故、出来り老人も無御座候、依之、其通御

返答申上候、辻相撲ハ被仰付無之候へハ、不被出由、四郎左衛門より被申聞候。

八月

一左近村御給人上山豊左衛門様、当夏御病死被成候二付、未跡目被仰付、依之、御定

之通罷成、内三分一十石、懸り物無之ニ相渡し候様ニ、御勘定所より差紙参申候、

左近村庄やより相届うけ取申候。

八月廿一日より

一セに六匁 岩本御蔵福家十大夫様より、^(雜事)そうじ買調くれ申様ニ御頼被下、預り置候、

九月廿六日迄四郎左衛門より出し被申候。

九月六日

一御年貢米三拾俵本浦留村分、船ニ而鳥取へ廻し申候二付、通ニ載遣申候。

九月初

一大羽尾村年寄喜左衛門、役儀願仕二付、指かへ遣し申候、跡役徳三郎へ申付候。

本浦留・町浦留・牧谷御年貢、舟ニ而鳥取へ積廻し申、御通溝口軍右衛門様よ

り被遣候、此方より米御書載遣申候間、判押し申候。

九月六日

一 三十俵 前二書付有之村浦留分

九月七日

同月七日

一 三十五俵 本浦留分 一 三十五俵 大羽尾村分

同十九日

同廿三日

一 百四十五俵 牧谷村分 一 三十俵 本浦留分、使左二郎兵衛參候

同晦日

一 七十五俵 牧谷分

一 田後村右衛門・助左衛門・市左衛門商売二他行いたしい申候、長九郎・伝左衛門。

九月

一 智頭郡余戸村宗泉寺住持澤禪と申僧、歳廿八九、同村七郎兵衛妻、年頃四十八、九、

右兩人不儀仕、八月廿四日二所ヲ立退申候、村々吟味仕候様ニ被仰付、則判形取

おき申候。

九月十四日 河崎権大夫様より

一 岩本御藏大豆、残りいまだ壹斗九升有之二付、鳥取へ明日被遣候由、人足壹人申付

越候様ニ被仰付候故、四郎左衛門構ニて遣し被申候様ニ申遣候。

九月十日

一 御目録九月十日二指上申候。

△一 九月十日二罷出式、十一日式半〇〇帰り申候、兩人共二出申候。

九月十一日

一 かけた四帖小紙壹束 一 福松やより。

代五匁九分、直二払済申候、

外二庭訓代も壹匁式分、久四郎ニ相渡し済申候。

九月 一 御膳米三石預り候様ニ被仰付候、十月三日二証文上ケ申候。

内 壹石五斗 徳兵衛触下二預り申候

同 壹石五斗 四郎左衛門触下二預り申候

一 御塩手米預り覚

式石八斗八升、小谷十兵衛様御差紙參、徳兵衛預り証文上ケ申候、十月三日。

河州様御婚禮御悦、又八田後村出入二付、罷出申候

△一 九月廿五日二罷出式、廿六日四、廿七日四、廿八日式、帰り申候。

(見せ消ち)

「九月廿九日

一 御用之なわ被仰付、五十尋ほどあじろより持參申候故、九月廿九日二もたせ差上申候、使大谷村清左衛門」

牛銀村々より請取覚

十月五日

一 百廿五匁 湯山村

同日

一 式百七拾七匁九分 矢谷

六日

一 百九拾六匁六分 南田村

七日

一 壹貫七百三匁四分 町浦留

九日

一 三百九十匁三分 町浦留

同日

一 三百五十三匁

一 式百匁匁

同日

一 式貫五百目六分細川安二郎より請取

内 五百三十八匁六分六厘 蔵見分

同 壹貫三十六匁八分四厘 栗谷分

同 八百七十九匁六厘 細川分

一 同四十六匁 (南田分、以上兩度ニ立ル)

一 五百三十八匁八分 (中島構組頭) 海士久左衛門より後ニ立ル

一 五百五十三匁七分 (厘) 自分より立ル 内百四十四匁五分中嶋より

(網代) 同百五十匁五分あじろ与一兵衛より取

(寄) よ七申候

惣合八貫五匁六分 十月十一日、使海士村組頭久左衛門・蔵見庄や忠兵衛兩人払付遣し相済申候。

一 牛銀元(利)九貫貳百目也、本八貫目。

内八貫五匁六分払

メテ壹貫百九拾四匁四分、米立ニ成ル

此米拾石四斗貳升四合、直段百十匁かへ、十月十四日使久四郎(中島構組頭)ニ而差上申候。

十月三日 使大谷村夫右衛門肝煎ニ而

一千石馬老疋 蔵見村甚左衛門より買申候

代百五匁、直ニ相渡し申候

外二十五匁(世話焼)せわやき人ニ遣ス、内十匁ハ夫右衛門ニ遣ス。

合百廿目

御郡夫錢書出候覚

一百貳拾目 馬代 一六十三匁九分四り (厘) 岩本御蔵御普請之内 ぞうじ代、野口様へ岩本より取かへ出ス、

一 十式匁七分五り (厘) 岩本札場御普請ぞうじ代

合百九十六匁六分九り (厘) 別帳有

十月十一日

一 田後又右衛門・与市郎・平兵衛・七兵衛、右三人ノ者、同村半兵衛・長右衛門・

八十郎三人手錠おろし置候、(託)わび事ニ参申故、差免し遣候。

京都智光坊僧御菓三組ニ割覚

三包ニ而

一 延命散七十五袋 (中島構組頭) 細川安二郎ニ遣ス (正徳三年) 巳ノ春

智光僧様より十五包請取候 内、九包組頭三人へ相渡ス

三包ニ而

一 右同断 (中島構組頭) 海士久左衛門ニ渡ス メテ六包戻し可申候

三包ニ而

一 右同断 (中島構組頭) 大谷久四郎ニ渡ス

内五香湯貳受取、中嶋喜平ニ

同 老袋 徳兵衛取申候

新御小人、又ハ替りニ出申御小人ノ覚

十月十二日 奥書遣又 十月十二日

一 湯山村兵左衛門 (池田仲次) 造酒正様新御小人 一 左近村徳左衛門 造酒正様

新御小人

十月廿八日 十一月六日

一 蔵見村勘左衛門 (池田清定) 河州様新御小人奥書遣又 一 細川村平二郎 造酒正様新

林平二兵衛様当 御小人

十月十日

一 大豆、御蔵高二四歩懸りニ払申様ニ被仰付候。

十一月四日

一 去冬御預り被遊候造酒正様御膳米式石、急ニ払候様ニ被仰付候、内壹石ハ四郎左衛

門方、残り壹石、此方村々早速申渡候。

十月廿四日前後申候 (池田綱造) 同三回忌

一 村々御追放人、此度清源寺様御法事ニ付、帰参奉願候へハ御免被遊、申渡候、委細

御追放人帳ニ書付有リ。

十一月六日

一 御表様・造酒正様、御小人拝借銀取立申様ニ書付参候、尤当年ハ在御用場ニ而、小嶋惣左衛門様へ払付申様ニと被仰付候、御書付別帳有リ。

御普請奉行野口佐五左衛門様手形

内壺東三十本ゆい 同壺東五十本ゆい也

十一月七日

一竹式束 縄四束五(把)土佐尋久四郎組(中島構組頭)より出ス

一竹五束五十本結

一(繩)なわ六束七(把)わ土佐尋 久左衛門組(中島構組頭)より出ス

一竹三束五十本ゆい 一繩四束土佐尋

安二(中島構組頭)郎組より出ス

竹合十束 内壺東三十本ゆい、代八分

同九束五十本ゆい、代四(厘)分五(厘)竹代銀合四(厘)分八(厘)分五(厘)繩合十五束(把)式わ、代米三斗八升

十一月八日

一御支配(把)申者ハ、十一月廿日限ニ(把)払付候様被仰下候、夫過候而ハ、請取申義不成由被仰付候、早速組頭迄申渡候。十一月十日帰ル、是より前(把)ニも出シ申候一岩本御蔵米給衆へ薪木相渡スはづ、十一月六日より十七日迄下構ニ而出シ申候、尤(雜事)ぞうじも(添え)そへ持参申候。

十一月

一六日七日大谷、八日九日岩本、十日町、十一日本浦留、十二日牧谷、十三日大羽尾、十四日小羽尾、十五日十六日陸上、十七日田河内、合十二日下構ニ而出シ申候。

(池田仲史)
造酒正様御膳米払申覚

正徳式辰暮預り申分也、此年式石被仰付、私、四郎左衛門半分ツ、預り申候、正徳四五月ニ四郎左衛門狀ニ御膳米両方ニ預り申あや被申越候、ほうぐニ可有之候。

十一月四日

一式斗 浜大谷村 一式斗 細川村

一五升 栗谷村 一五升 八重原村

一五升 久志羅村 一五升 海土村

一五升 左近村 一五升 蔵見村

一 一

合壺石払、田中忠兵衛様ノ御請取手形、不残四郎左衛門殿へ午ノ二月ニ相渡し申候、(正徳四年)(岩井)
湯村より銘々手形ニ引替ニ遣申候。

十一月十二日

一三拾三(把)分三分、岩本勘七ニ入用銀、十一月十三日ニ久四郎当取立手形遣シ埒明申候、久四郎ニハ追而此方より指引いたし候、三十三(把)分三分、内廿目ハいわし壺艘分、十三(把)分三分ハ春ノ残り銀也。

十一月十六日ニ相渡ス

一六十式(把)分七分 田後村源介ニ相渡ス内廿四(把)分五分 火鉢買くれ申候代ニ遣スメテ三十八(把)分(厘)式分 重(厘)もどし申はづ一四斗、竹内林二郎様へ八重原より払手形(陸上)

内三斗九升、去冬林二郎様よりくがミ村ニ四斗式升、塩手御かし被遣候、

内壺斗式升、代か塩式俵御うけ取、メテ三斗、米ニ而返し候様ニ被仰候故、元り三斗九升、八重原より払わせ申候、八重原計立ニ而遣ス

メテ壺升払過候、くがミ三斗ノ塩ハ我等取申候(陸上)十一月十九日 (正徳三年) 巳九月十日より(正徳四年) 午ノ三月迄ノ内

一九俵三斗七升四合 粟谷足立勘四郎様御扶持方米、浜大谷村通ニ御書のせ被下候、追而相届申段申聞候様ニ、御蔵より被仰付候。

一十一月廿日ニ出申候ニ、廿一日四、廿二日式、帰り申候、宿泊り、合廿七日泊り、正月八日より十一月廿二日迄二度々ニ出申候、

宿賃銀百三十五匁 壺泊り五匁ツ、上下共分

外二式(食)分五分 六月十三日ニ壺度たへ申候同 壺五(食)分 夏新兵衛、松井様御悔遣し候時、宿而たへ申候同百廿八匁 構ノ内ニ鼻紙四しめうり遣申候、壺東代三(食)分也、我等取かへ払申候

合式百六拾七匁 十一月廿二日ニふく松屋喜兵衛ニ相渡申候。

外二壺(厘)分六分 さん用残り喜兵衛より御目録有り

合式百六十八匁六分

内式百四九分ノ包壺つ相渡ス

同廿五匁 平板相渡ス

同三十八匁式分 包耆つ相渡ス
同五分 ぜに相渡ス

善兵衛

一廿目御内義二遣ス 一百疋ばばさま二遣ス 一三匁久四郎二遣ス。
一ゼに五匁寺ノやね板かいくれ申候、礼分二遣ス。

十一月廿一日

一七百六拾六石七合 御支配切手、十一月廿一日ニ在御用場へ

払付、松井番右衛門様御うけ取手形有り。

此内四拾三石三斗七升壹合

ズテ七百廿式石六斗三升六合払付也

御切手預り、うけ取歸り申候、
追而御勘定ノ時分指引仕候はづ、
預り手形上ケ置申候。

一牛銀直シ、直段百拾七匁ニ相究り申候。

御塩手米御入米ノ覚

一四石式斗

一拾石

一貳石八斗八升

一拾壹石六升

外ニ拾石御願申上預ケ申候

合廿壹石六升 在御用場ノ分

合

外ニ九斗六升

同 四斗式升

建部作左衛門様御切手
北村吉兵衛様より切手うけ取、御手形帳ニ有り
内式升代ハ次介うけ取らセ候

同四斗

受ル。

同三石

同四斗式升

同九斗六升

青木甚大夫様

山下勘兵衛様

喜多村彦二郎様

同六斗 塩拾俵 高橋所左衛門様、我等負手形出ス

同六斗 三升四合過有り 下石次兵衛様

同三斗 未参候 竹内林二郎様

同壹斗式升 中嶋喜平次様

もち米岩本御蔵払手形出覚

十一月廿四日

一八俵壹斗 浜大谷村

一十一月十三日、米村五八郎様御遠行被遊、廿日ニ御悔ニ罷出申候、尤寺へも御参申候。

一五八郎様御断候時分、御祈祷鳥取觀音院にて因幡中大庄や不残仕申上候、御布施八匁分ツ、ノ割、上町備前や伝兵衛へ、私四郎左衛門分も此方より取かへ、兩人分十六匁分払申候、請取手形借帳ニ有。

一本庄村御給人平野喜四郎様御跡目、御子息小十郎様へ旧地無相違被遣候由申渡候様被仰下、四郎左衛門へ御書遣し申候、尤当年ハ清帳相極りい申故、御蔵□にて被遣候。

十一月廿六日 軍右衛門様より御書

一御勘定所より直り御差紙参候、此方ノ分取、跡ハ湯村へ遣し申候。

十二月二日ノ夜

一右同断、直り御差紙参申候

一右同断、直り御差紙十二月十日ニ参候

一右同断、直り御差紙十二月十五日ニ参候、則我等鳥取より請取申候

一右同断、十二月十八日四郎左衛門被取歸候

岩本御蔵かざり物割符

一門松六本 浜大谷村 同四本町浦留 同式本本浦留

同六本 牧谷 同四本 本庄 当年より初而申付候

うらずミニ松無之故、四郎左衛門相請いたし候

一門松六本 同四本町浦留 同式本本浦留

同六本 牧谷 同四本 本庄 当年より初而申付候

一門松六本 同四本町浦留 同式本本浦留

同六本 牧谷 同四本 本庄 当年より初而申付候

同六本 牧谷 同四本 本庄 当年より初而申付候

同六本 牧谷 同四本 本庄 当年より初而申付候

一門松六本 同四本町浦留 同式本本浦留

同六本 牧谷 同四本 本庄 当年より初而申付候

一うら白(裏) くが(陸上)ミ

十二月十一日

一但馬海上村吉右衛門、鹿・猪持参買申候。

一塩御勘定ニ、十二月十四日ニ罷出申候。

御表様四百五十俵

内百俵ハ、猪平安左衛門様御請取有、御勘定ニ立申候、同三百五十俵ハ在御用

場へ払、清兵衛殿より御請取ニ而(虫損)、幸介様より此塩売払、代銀手形ニ、追而

御引替可被成もの由、奥書にて御勘定相済申候、米廿七石也。

一十二月十四日ニ出、十六日ニ歸り申候、二泊り十式匁五分払相済申候。

酒御運上取立申覚

四百五十匁ノ内

三百目ノ内

一貳百廿五匁 鹿野や仁右衛門

一百五十目

山田屋半六

百五十目ノ内

七十五匁ノ内

一七十五匁 花や九右衛門

一三十七匁五分

(陸上)くがミ竹田や多一郎

合四百八十七匁五分

外ニ五百三拾七匁五分 上構ノ酒運上銀也

御運上銀惣合貳貫廿五匁也

十二月廿三日

一七斗六合 津山屋仁兵衛請取、海士村当年開起年御免地ニ書上申候へ共、当成ニ仕

候様ニ被申渡付、則津山屋へ相渡し候様ニと、竹内様・野嶋様御越被下

故、相渡し申候。

十二月廿七日 矢谷太兵衛も居合(錢)セ(數え)にかぞへ被申候

一銀壹匁壹分 岩戸看代ニ相渡し申候。

正徳三巳年